

裁判官 ハンドブック

令和3年3月

最高裁判所事務総局

目 次

1	任命（下級裁判所裁判官指名諮問委員会）	1
2	裁判官第二カード	2
3	給与	4
4	休暇・休業	9
	仕事と家庭生活の両立のための制度一覧	11
5	研修	15
6	判事補の外部経験	17
	判事補の外部経験の概要	19
	弁護士職務経験に関する手続の流れについて	30
	派遣先企業一覧（民間企業長期研修）	31
	在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先	32
7	人事評価	36
8	兼職	41
9	倫理	47
10	旅行	55
11	その他	56
	情報セキュリティ	56
	旧姓使用	57

1 任命（下級裁判所裁判官指名諮問委員会）

1 概要

下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成15年5月1日施行）により設置されている委員会である。

委員会は、法曹三者及び学識経験者により構成され、最高裁判所の諮問に応じ、下級裁判所の裁判官（簡易裁判所判事を除く。）の指名の適否について審議し、その結果を答申する。

2 担当事務

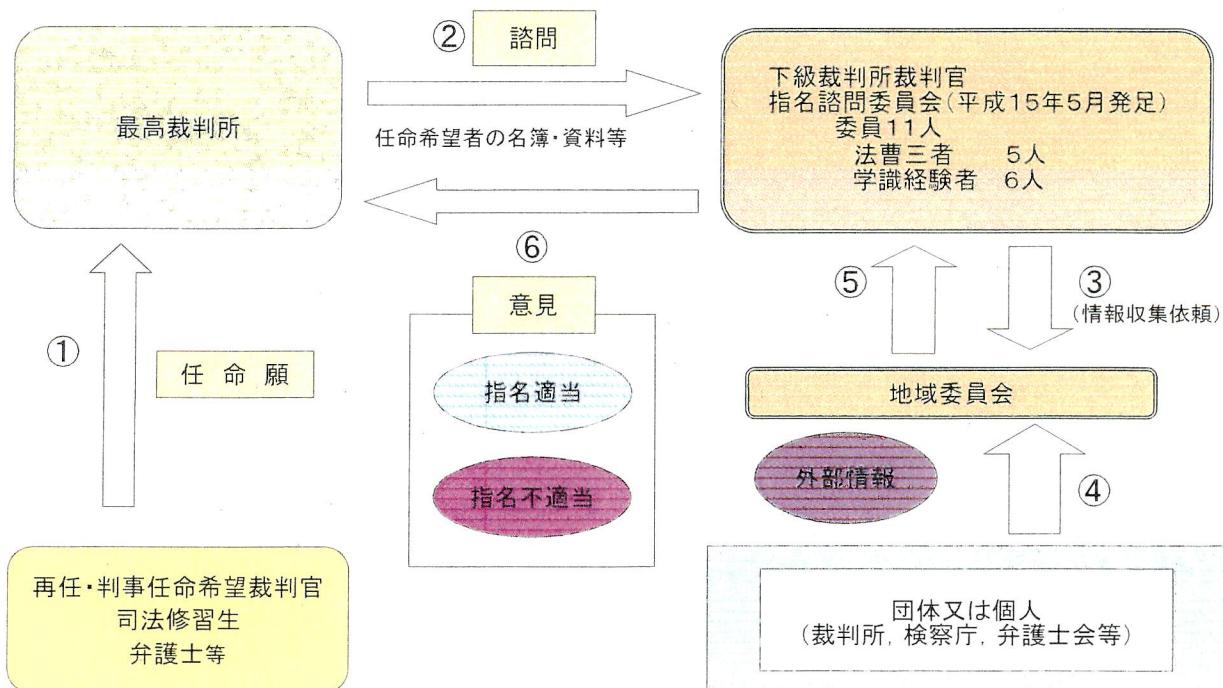
最高裁判所の諮問機関として、その諮問に応じ、下級裁判所裁判官として任命されるべき者を指名することの適否や指名に関する事項を審議する。そして、審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べる。

また、委員会の下部組織として、全国8か所の高等裁判所所在地ごとに、指名候補者に関する情報収集を行い、委員会に報告する地域委員会が設置されている。

3 委員等

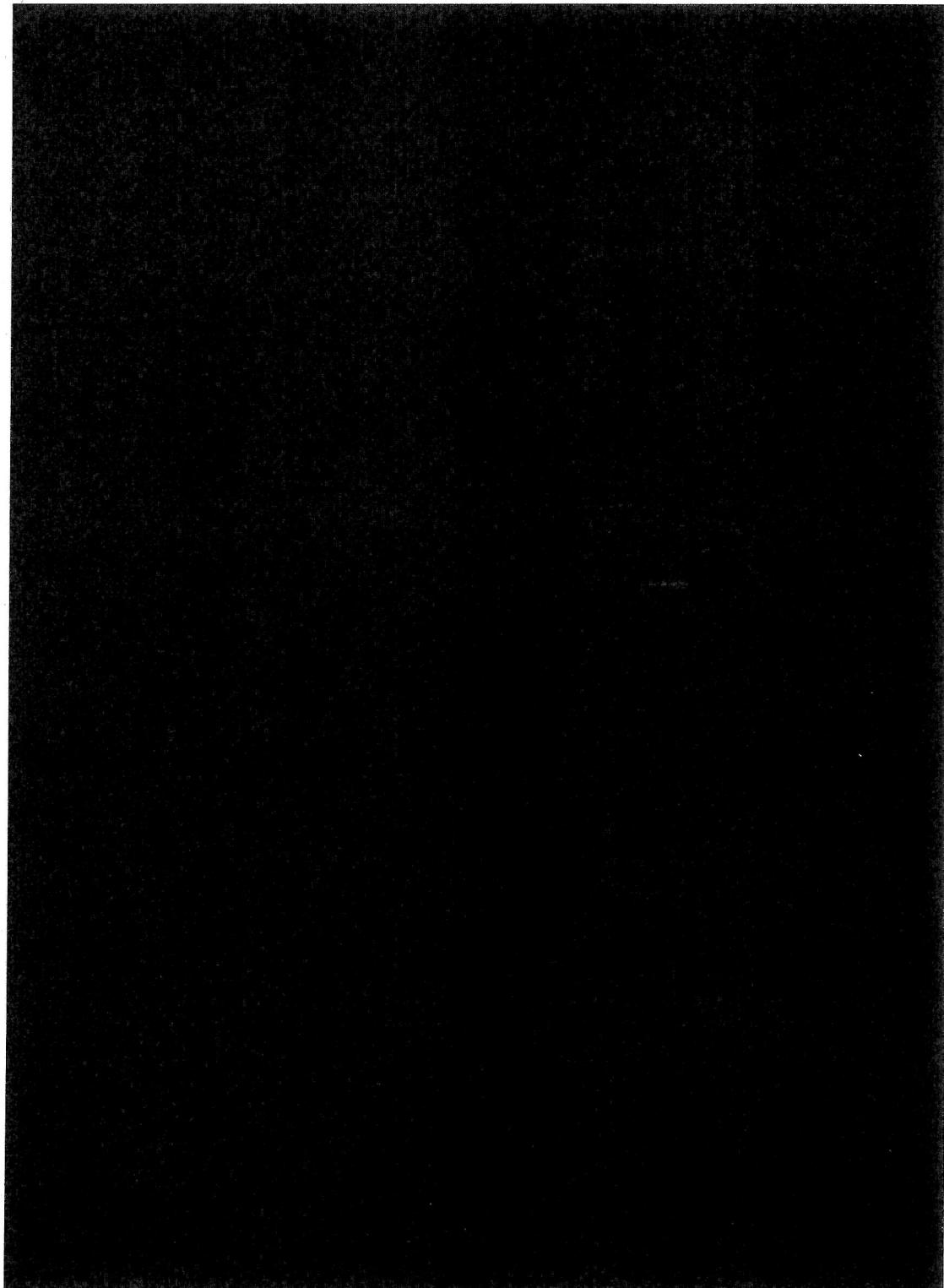
委員会は委員11人で構成され、地域委員会は原則として地域委員5人で構成される。

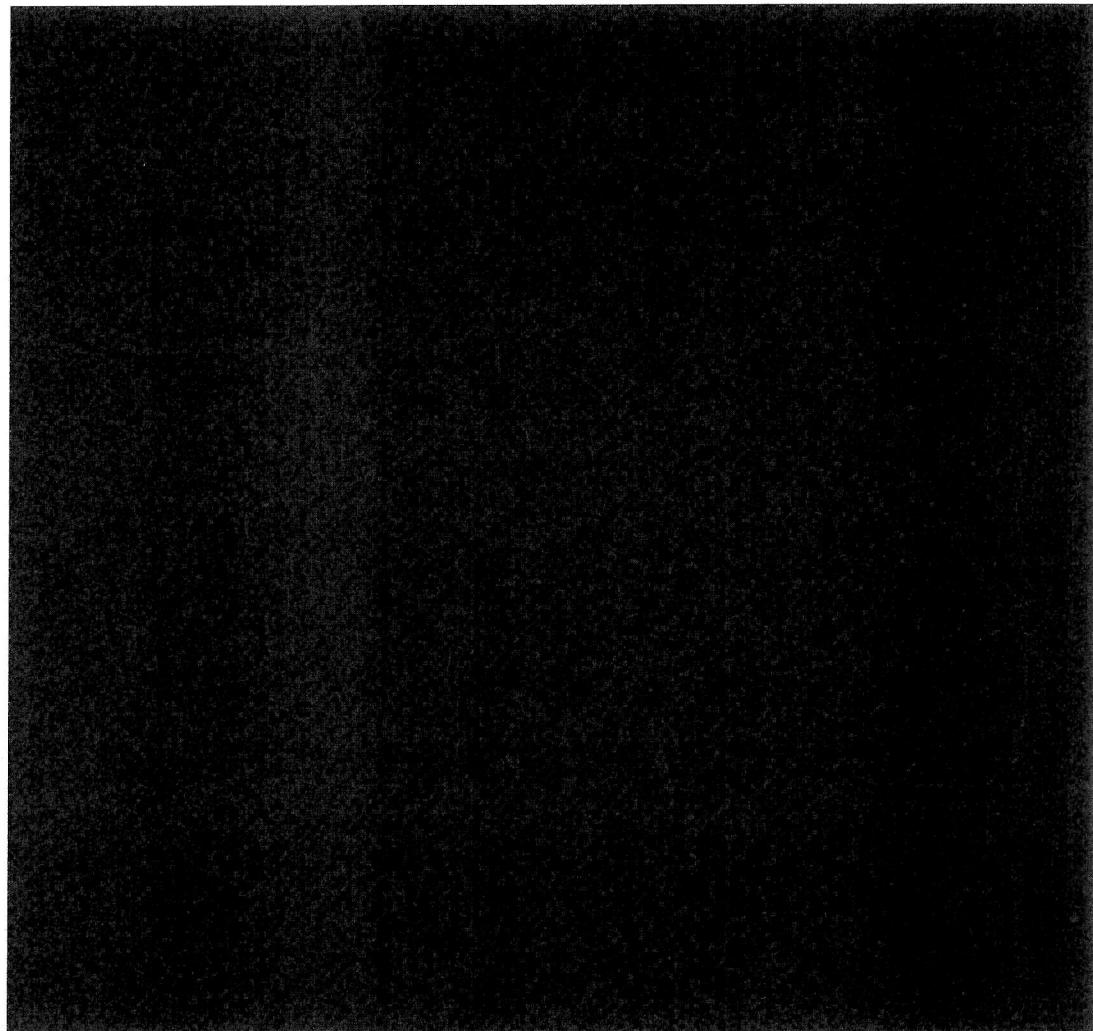
各委員は、裁判官、検察官、弁護士、学識経験のある者の中から最高裁判所が任命する。



2 裁判官第二カード

裁判官第二カードの入力フォーム





3 紹介

(1) 報酬

(令和3年1月1日現在)

裁判官	検察官	報酬俸給月額 ()は初任給調整手当	一般職の職員	特別職の職員
最高裁判長官		2,010,000		○内閣総理大臣
最高裁判事	検事総長	1,466,000		○国務大臣, ○人事院総裁, ○会計検査院長
東京高裁長官		1,406,000		内閣法制局長官, ○内閣官房副長官, ○副大臣, 国家公務員倫理審査会の常勤の会長, ○公正取引委員会委員長
他の高裁長官	東京高検検事長	1,302,000		
	次長検事、他の検事長	1,199,000		○検査官, ○人事官, 大臣政務官, 公害等調整委員会委員長
判 1	検 1	1,175,000	指定職	常勤の内閣総理大臣補佐官, 国家公務員倫理審査会の常勤の委員, 公正取引委員会委員, 国家公安委員会委員
判 2	検 2	1,035,000		公害等調整委員会の常勤の委員, 証券取引等監視委員会委員長, 中央更生保護審査会委員長
判 3	簡 特 検 3	965,000		
判 4	簡 1 検 4	818,000		
判 5	簡 2 検 5	706,000		
判 6	簡 3 検 6 副 特	634,000		
判 7	簡 4 検 7 副 1	574,000		
判 8	検 8 副 2	516,000		
	簡 5	副 3	行政職(一)9級	
補 1	簡 6 検 9 副 4	421,500		
補 2	簡 7 検 10 副 5	387,800		
補 3	簡 8 検 11 副 6	364,900		
補 4	簡 9 検 12 副 7	341,600	〃 8級	
補 5	簡 10 検 13 副 8	(19,000) 319,800		
補 6	簡 11 検 14 副 9	(30,900) 304,700		
補 7	簡 12 検 15 副 10	(45,100) 287,500		
補 8	簡 13 検 16 副 11	(51,100) 277,600	〃 6級	
補 9	簡 14 検 17 副 12	(70,000) 256,300		
補 10	簡 15 検 18 副 13	(75,100) 247,400		
補 11	簡 16 検 19 副 14	(83,900) 240,800	〃 5級	
補 12	簡 17 検 20 副 15	(87,800) 234,900		

(注1)◎印は親任官、○印は認証官である。

(注2)議員歳費については、衆・参議院の議長は217万円、同副議長は158万4,000円、国會議員は129万4,000円である。

(注3)初任給調整手当は、副検事には支給されない。

(2) 諸手当

ア 支給対象

(令3.1.1現在)

給与種目	最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官	判事及び4号以上の報酬を受ける簡易裁判所判事	判事補及び5号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事
初任給調整手当	×	×	○ (判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下に限る。)
扶養手当	×	×	○ (※)
地域手当	○	○	○
広域異動手当	×	○	○
住居手当	×	×	○
通勤手当	○	○	○
単身赴任手当	× (高裁長官は○)	○	○
特殊勤務手当	×	×	○
特地勤務手当	×	○	○
期末手当	○	○	○
勤勉手当	×	○	○
寒冷地手当	× (高裁長官は○)	○	○
裁判官特別勤務手当	×	○ (平日深夜は×)	○ (判事補11号以下及び簡易裁判所判事16号以下は×)

(注) ○印は支給されるものを、×印は支給されないものを示す。

※ 判事補1号及び2号並びに簡易裁判所判事5号から7号までは、子に限られる。

イ 手当の内容

種 目	支 給 額 等	
初任給調整手当	判事補12号(87,800円)から同5号(19,000円) 簡易裁判所判事17号(87,800円)から同10号(19,000円)	
扶養手当	扶養親族の種類	扶養手当額
	配偶者 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、弟及び妹 満60歳以上の父母及び祖父母 重度心身障害者	① 判事補3号及び4号並びに簡易裁判所判事8号及び9号は、各3,500円 ② 判事補5号以下及び簡易裁判所判事10号以下は、各6,500円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	各10,000円
	※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算	
	(報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合	
地域手当	支給割合	支給地域
	1級地(20%)	東京都特別区
	2級地(16%)	大阪市、横浜市ほか
	3級地(15%)	名古屋市、さいたま市、千葉市ほか
	4級地(12%)	立川市、神戸市ほか
	5級地(10%)	広島市、福岡市、京都市、堺市ほか
	6級地(6%)	仙台市、高松市、静岡市ほか
	7級地(3%)	札幌市、北九州市ほか
広域異動手当	(報酬、扶養手当の月額の合計額) × 支給割合 ※支給割合は、異動等前後の官署間の距離が①300キロメートル以上の場合100分の10、②60キロメートル以上300キロメートル未満の場合100分の5 ※地域手当との併給調整あり	
住居手当	(ア) 借家、借間 家賃16,000超27,000以下……家賃-16,000 家賃27,000超61,000未満……(家賃-27,000)÷2+11,000 家賃61,000以上…28,000 (単位円、100円未満切捨) (イ) 配偶者等の居住する借家(単身赴任手当受給職員に限る。) (ア)の額の2分の1の額	
通勤手当	6か月定期券等の価額(1か月当たり55,000円を限度)、異動等に伴い新幹線等を利用する職員については、6か月定期券等の価額(特別料金分)の2分の1の額(1か月当たり20,000円を限度)を加算	
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額 職員の住居から配偶者の住居までの距離に応じて最高70,000円	
特殊勤務手当	帰還困難区域において行う作業に従事した日1日につき、①6,600円(3,960円)、②1,330円、居住制限区域において行う作業に従事した日1日につき、①3,300円(1,980円)、②660円 ※①は屋外において行うもの、②は屋内において行うもの、()内は作業従事時間が4時間に満たないもの ※同一の日において、2以上の作業に従事した場合は、手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。	

種 目	支 給 額 等																														
(異動時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2+支給時の（報酬+扶養手当）の月額×1/2）×支給割合																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給割合</th><th>官 署</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地（20%）</td><td>徳之島（鹿児島）</td></tr> <tr> <td>4級地（16%）</td><td>八丈島（東京）</td></tr> <tr> <td>3級地（12%）</td><td>新島（東京），上県（長崎），名瀬・種子島・屋久島・甑島（鹿児島），石垣・平良（那覇）</td></tr> <tr> <td>2級地（8%）</td><td>伊豆大島（東京），西郷（松江），厳原・五島・新上五島・壱岐（長崎）</td></tr> <tr> <td>1級地（4%）</td><td>寿都（函館）※冬期は2級地</td></tr> </tbody> </table>				支給割合	官 署	5級地（20%）	徳之島（鹿児島）	4級地（16%）	八丈島（東京）	3級地（12%）	新島（東京），上県（長崎），名瀬・種子島・屋久島・甑島（鹿児島），石垣・平良（那覇）	2級地（8%）	伊豆大島（東京），西郷（松江），厳原・五島・新上五島・壱岐（長崎）	1級地（4%）	寿都（函館）※冬期は2級地																
支給割合	官 署																														
5級地（20%）	徳之島（鹿児島）																														
4級地（16%）	八丈島（東京）																														
3級地（12%）	新島（東京），上県（長崎），名瀬・種子島・屋久島・甑島（鹿児島），石垣・平良（那覇）																														
2級地（8%）	伊豆大島（東京），西郷（松江），厳原・五島・新上五島・壱岐（長崎）																														
1級地（4%）	寿都（函館）※冬期は2級地																														
<p>（準特地勤務手当） 上記官署又は佐渡、高森若しくは夕張への異動に伴って住居を移転した職員には、別に異動時の（報酬+扶養手当）の月額の6%以下を支給（夕張は冬期に限る。）</p>																															
期末手当	<p>報酬等の①2, 55, ②2, 15, ③1, 35, ④3, 35月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月, 12月…各①1, 275, ②1, 075, ③0, 675, ④1, 675月分] ※①は判事補5～12号、簡裁判事1～17号、②は判事補1～4号、簡裁判事5～9号、③は判事、簡裁判事特号及び簡裁判事1～4号の報酬を受ける裁判官、④は最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官 ※支給割合は令和3年4月1日から適用されるもの。</p>																														
勤勉手当	<p>報酬等の①1, 9, ②2, 3, ③2, 0月分～報酬の号に応じた加算措置あり [6月, 12月…各①0, 95, ②1, 15, ③1, 0月分] ※①～③の区分は「期末手当」欄に同じ</p>																														
寒冷地手当	<p>支給地域に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで毎月支給</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">支給地域</th> <th colspan="2">世 帯 主</th> <th rowspan="2">非世帯主</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>旭川, 帯広, 北見ほか</td> <td>26, 380</td> <td>14, 580</td> <td>10, 340</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>札幌, 鈎路, 小樽ほか</td> <td>23, 360</td> <td>13, 060</td> <td>8, 800</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>函館, 室蘭, 浦河ほか</td> <td>22, 540</td> <td>12, 860</td> <td>8, 600</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>青森県内, 山形, 盛岡, 長野ほか</td> <td>17, 800</td> <td>10, 200</td> <td>7, 360</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	支給地域	世 帯 主		非世帯主	扶養親族あり	扶養親族なし	1級地	旭川, 帯広, 北見ほか	26, 380	14, 580	10, 340	2級地	札幌, 鈎路, 小樽ほか	23, 360	13, 060	8, 800	3級地	函館, 室蘭, 浦河ほか	22, 540	12, 860	8, 600	4級地	青森県内, 山形, 盛岡, 長野ほか	17, 800	10, 200	7, 360
区 分	支給地域	世 帯 主		非世帯主																											
		扶養親族あり	扶養親族なし																												
1級地	旭川, 帯広, 北見ほか	26, 380	14, 580	10, 340																											
2級地	札幌, 鈎路, 小樽ほか	23, 360	13, 060	8, 800																											
3級地	函館, 室蘭, 浦河ほか	22, 540	12, 860	8, 600																											
4級地	青森県内, 山形, 盛岡, 長野ほか	17, 800	10, 200	7, 360																											
裁判官特別勤務手当	<p>①裁判所の休日の臨時又は緊急の必要等による勤務及び②平日深夜の臨時又は緊急の必要による勤務各1回につき、</p> <table> <tbody> <tr> <td>判 事</td> <td>簡裁判事 特～4号</td> <td>① 18, 000円</td> </tr> <tr> <td>判事補 1, 2号</td> <td>〃 5～7号</td> <td>① 12, 000円 ② 6, 000円</td> </tr> <tr> <td>〃 3, 4号</td> <td>〃 8, 9号</td> <td>① 10, 000円 ② 5, 000円</td> </tr> <tr> <td>〃 5, 6号</td> <td>〃 10, 11号</td> <td>① 8, 500円 ② 4, 300円</td> </tr> <tr> <td>〃 7～9号</td> <td>〃 12～14号</td> <td>① 7, 000円 ② 3, 500円</td> </tr> <tr> <td>〃 10号</td> <td>〃 15号</td> <td>① 6, 000円 ② 3, 000円</td> </tr> </tbody> </table>				判 事	簡裁判事 特～4号	① 18, 000円	判事補 1, 2号	〃 5～7号	① 12, 000円 ② 6, 000円	〃 3, 4号	〃 8, 9号	① 10, 000円 ② 5, 000円	〃 5, 6号	〃 10, 11号	① 8, 500円 ② 4, 300円	〃 7～9号	〃 12～14号	① 7, 000円 ② 3, 500円	〃 10号	〃 15号	① 6, 000円 ② 3, 000円									
判 事	簡裁判事 特～4号	① 18, 000円																													
判事補 1, 2号	〃 5～7号	① 12, 000円 ② 6, 000円																													
〃 3, 4号	〃 8, 9号	① 10, 000円 ② 5, 000円																													
〃 5, 6号	〃 10, 11号	① 8, 500円 ② 4, 300円																													
〃 7～9号	〃 12～14号	① 7, 000円 ② 3, 500円																													
〃 10号	〃 15号	① 6, 000円 ② 3, 000円																													

4 休暇・休業

裁判官についても、一般職の国家公務員に認められている休暇、休業等とほぼ同様のものが認められる。もっとも、勤務時間の概念がないことから、時間単位の休暇取得は認められない（年次休暇以外は、すべて1日単位の取得となる。）。

1 年次休暇

年間20日付与され、1日又は半日単位で取得できる。

2 主な特別休暇

○結婚休暇

結婚式、新婚旅行等のため、結婚5日前から結婚後1か月の間で連続する5日間取得できる。

○産前休暇

女性裁判官が、出産予定日の6週間（多胎妊娠では14週間）前から出産日まで取得できる。※制度一覧参照

○産後休暇

女性裁判官が、出産日の翌日から原則8週間取得する。

※制度一覧参照

○配偶者

出産休暇

男性裁判官が、配偶者の出産時に2日間取得できる。

※制度一覧参照

○育児参加休暇

男性裁判官が、配偶者の産前・産後休暇期間中に育児のため5日間取得できる。※制度一覧参照

○子の看護休暇

未就学の子を看護するために年に5日間（子が2人以上の場合は10日間）取得できる。※制度一覧参照

○短期介護休暇

親族を介護するため年に5日間取得できる。※制度一覧参照

○忌引休暇

親族が死亡した場合に取得できる（日数は、裁判官本人と親族の関係によって異なる。）。

○夏季休暇

夏季に連続する3日間取得できる。

3 病気休暇

負傷又は疾病のため療養する必要があるときに認められる（病気休暇の請求事由の確認を求められたときは、診断書等の証明書類を提出する必要がある。）。

4 介護休暇

親族を介護するため通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）内において取得できる。短期介護休暇と異なり、介護休暇期間中は、無報酬となる。

※制度一覧参照

5 育児休業

子を養育するため、子が3歳に達する日までの間取得できる。育児休業期間中は、無報酬となる。

※ 産後パパ育休

男性裁判官は、出産日から57日間（女性裁判官が、産後休暇を取得する期間）にも育児休業を取得することができる。

※制度一覧参照

6 配偶者

同行休業

配偶者が、外国で勤務、留学等をする場合に3年間取得できる。配偶者同行休業期間中は、無報酬となる。

7 その他

人間ドックや妊産婦の健康診査のため、勤務しないことの承認を受けることができる。

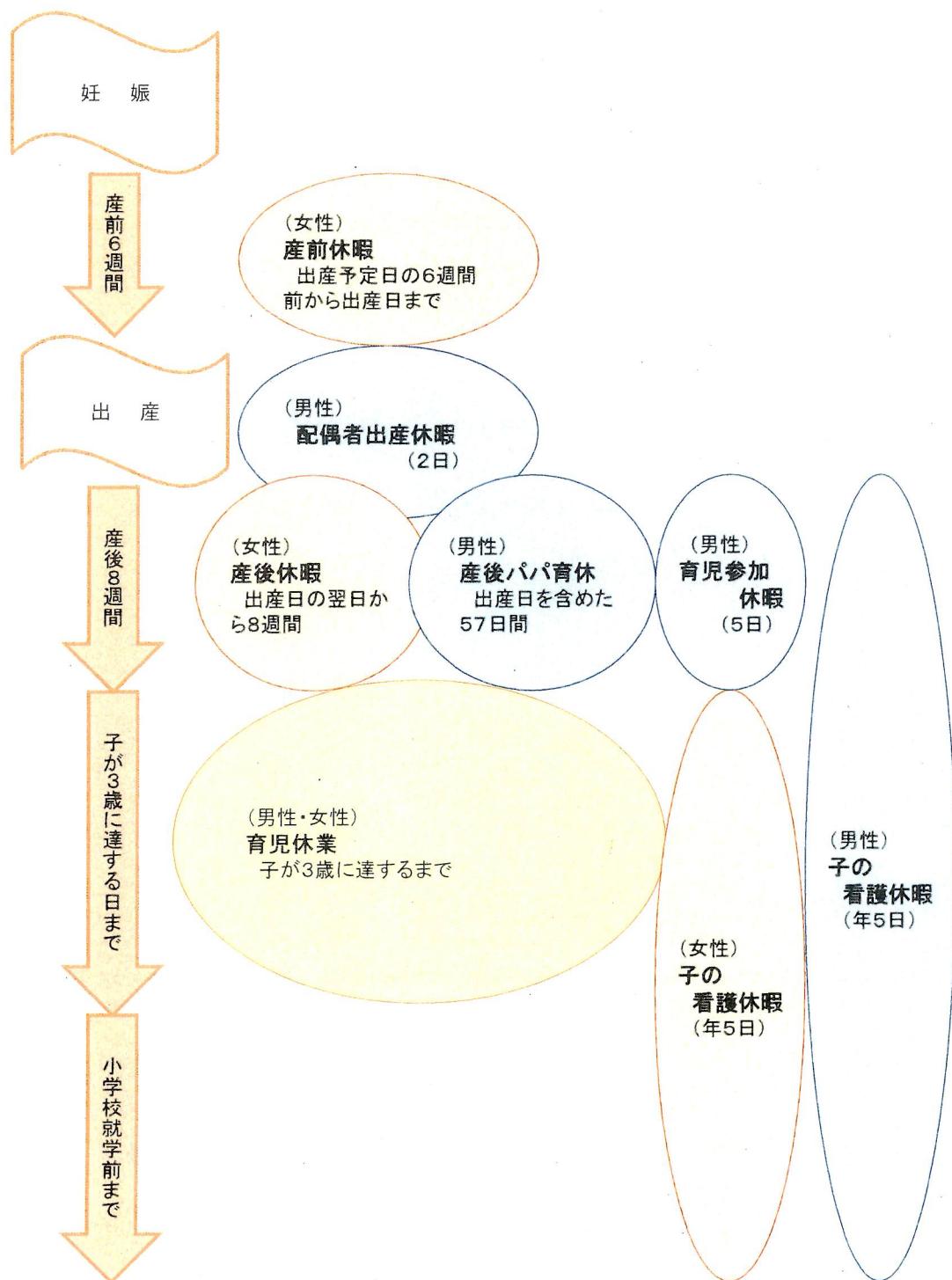
仕事と家庭生活の両立のための制度一覧

休暇等	期 間 等	留 意 事 項 等
産前休暇	分娩予定日を含む6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産した日まで。出産が分娩予定日より遅れた場合、分娩予定日の翌日から出産した日まで申出の更新があったものとする。	<ul style="list-style-type: none"> * 休暇願により申し出る。 * 出産予定の女性裁判官から申出があれば休暇が成立するものであり、休暇の承認は必要ない。
産後休暇	産後8週間を経過しない女性裁判官を勤務させてはならない（就業禁止期間）。ただし、産後6週間を経過した後、当該裁判官が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。	<ul style="list-style-type: none"> * 産後とは、妊娠満12週以後の分娩後をいい、妊娠満12週以後の流産・早産でも適用される。 * 出産した女性裁判官は、休暇願によることなく、出産した旨を電話等適当な方法で届け出ればよい。 なお、出産という事由が存すれば休暇が成立するものであるから、承認自体は不要である。
配偶者 出産休暇	<p>(期間)</p> <p>裁判官の妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日の範囲内の期間。</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 裁判官の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のために勤務しない場合。 * 裁判官の妻には、婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 * 出産とは、妊娠満12週以後の分娩をいう。
育児参加 休暇	<p>(期間)</p> <p>裁判官の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合であっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間の期間内に、5日の範囲内の期間。</p> <p>(休暇の単位)</p> <p>1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する裁判官がこれらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき。 * 裁判官の妻には、婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 * 出産とは、妊娠満12週以後の分娩をいう。 * 小学校就学の始期に達するまでとは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいい、子には、実子、養子のほか妻の子も含む。 * 子を養育するとは、その子と同居してこれらを監護することをいい、同居には通常は家族として同居しているものの業務の事情等により一時的に住居を異にしている場合も含む。単身赴任中であっても、取得可能。 * 他に養育可能な者がいる場合であっても、裁判官自身が子を養育するという実態があれば認められる。

休暇等	期 間 等	留 意 事 項 等
子の看護休暇	<p>(期間) 1年（1月1日から12月31日まで）に5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間。</p> <p>(休暇の単位) 1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する裁判官が、その子の看護のため、勤務しないことが相当と認められる場合。 * 小学校就学の始期に達するまでとは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいい、子には、実子、養子のほか配偶者の子も含む。 * 子を養育するとは、その子と同居してこれらを監護することをいい、同居には通常は家族として同居しているものの業務の事情等により一時的に住居を異にしている場合も含む。単身赴任中であっても、取得可能。 * 看護とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話の他、予防接種や健康診断を受けさせることをいう。 * 負傷、疾病は、特定の症状や程度に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷、疾病が含まれる。なお、機能回復訓練（リハビリ）は含まれない。 * 他に看護を行い得る者がいる場合であっても、子が負傷、疾病により看護の必要があり、裁判官が実際にその看護に従事する場合は認められる。
短期介護休暇	<p>(期間) 1年（1月1日から12月31日まで）に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間。</p> <p>(休暇の単位) 1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 要介護者の介護を必要としている状態が2週間以上引き続いている場合において、要介護者の介護及び要介護者の必要な世話をするために認められる休暇。要介護者の必要な世話だけを行う場合にも認められる。 * 裁判官の他に要介護者の介護等を現に行っている裁判官がいる場合には、短期介護休暇は認められない。 * 休暇の請求のたびに「要介護者の状態等申出書」を提出する。
介護休暇	<p>(期間) 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごと（傷病の種類、数、年齢を問わず、要介護状態にある者が日常生活を営めないような状態が引き続いている間ごとという趣旨である。）に、通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）内において必要と認められる期間</p> <p>(休暇の単位) 1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 要介護者の介護を必要としている状態が2週間以上引き続いている場合において、裁判官以外に当該要介護者を介護する者がいない場合に介護休暇を取得することができる（1～2日程度で治る風邪等のようなく短期間の看護のためには、介護休暇は利用できない。）。 * 休暇の請求は「あらかじめ」行う必要があり、事後の請求は認められない。 * 休暇の事由を確認するための証明書の提出が必要な事案はそれほど多くないものと考えられるから、証明書の提出を求めるのが原則的運用となろう。 * 勤務しない日につき、給与額を減額する。なお、介護休暇開始の日から3か月を超えない期間、共済組合に対して介護休業手当金請求書を提出することにより、介護休業手当金として標準報酬の日額の40%に相当する金額（雇用保険給付相当額を超える場合にはその額。）が支給される。

休暇等	期 間 等	留 意 事 項 等
育児休業	<p>(対象者) 3歳未満の子を養育する裁判官は、配偶者の就業の有無、育児休業等の取得の有無等の子の養育状況にかかわりなく、育児休業を取得することができる。</p> <p>(期間) 子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）までの裁判官が希望する期間。男性裁判官については子の出生の日から育児休業を取得することができる。子の出生の日から57日間に育児休業（産後パパ育休）を取得した男性裁判官は、特別の事情がなくても、もう一度、育児休業を取得することができる。 女性裁判官については産後休暇終了日の翌日から育児休業を取得することができる。</p> <p>育児休業期間は原則として1回、子が3歳に達する日まで延長することができる。</p> <p>(回数) 同一の子について、特別の事情がある場合を除き、育児休業は1回に限る。産後パパ育休を取得した男性裁判官は、特別の事情がなくても、もう一度、育児休業を取得することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 育児休業を始めようとする日の1か月前までに、育児休業承認請求書に必要事項を記入し、子の出生の証明書類を添付の上（育児休業の期間延長は、子の出生を証明する書類の添付は必要ない。）、所属庁の人事課（人事課のない庁においては総務課）に提出して請求する。ただし、やむを得ない事情等により請求が遅れた場合等に、請求が認められないという趣旨ではない。 * 再度の育児休業を予定している場合は、育児休業等計画書に必要事項を記入して育児休業承認請求書とともに提出する。 * 給与（報酬及び諸手当）は支給されないが、期末・勤勉手当については、基準日（6月1日、12月1日）に育児休業を取得していても、基準日以前6か月以内に裁判官の勤務した期間等に応じて、当該基準日に係る期末・勤勉手当が支給される。 なお、共済組合に対して育児休業手当金請求書を提出することにより、その子が1歳（※1）に達する日までの育児休業期間について、育児休業手当金が支給される。その額は、育児休業日数1日につき標準報酬の日額の50%に相当する金額（育児休業期間が180日に達するまでの期間については67%。雇用保険給付相当額を超える場合にはその額）である。その子が1歳に達するまでのいづれかの日において、配偶者が育児休業をしている場合は、その子が1歳2か月（※1）に達する日までの育児休業期間について育児休業手当金が支給される。ただし、この場合であっても、支給される額は1年分（※2）が限度となる。 ※1 その子が1歳に達した日後の期間について育児休業をすること必要と認められる場合に該当するときは1年6か月まで延長される。 ※2 その子が1歳に達した日後の期間について育児休業をすること必要と認められる場合に該当するときは1年6か月分となる。なお、これらの期間には産後休暇が含まれる。 <p>そのほかに、育児休業等期間掛金免除申請書を提出することにより、育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの共済組合掛金が免除される。</p>

【参考】出産、育児に関して裁判官が利用できる主な制度



5 研修

司法研修所においては、裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的として、①合同研修、②個別研究、③その他の研修（派遣型研修、各種情報提供等）を行っている。

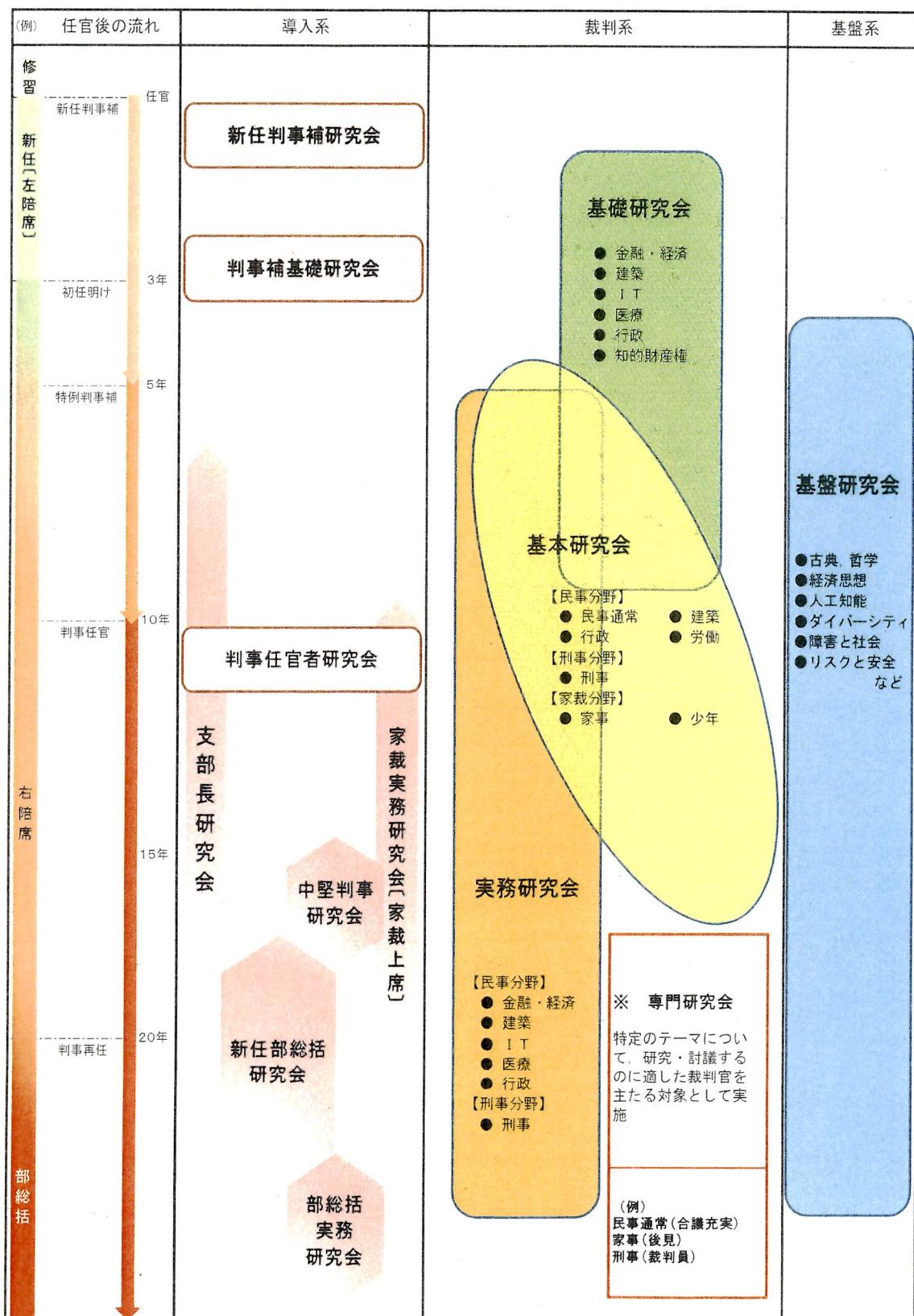
合同研修のうち「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理している。

判事・判事補の裁判系の合同研修（研究会）は、その主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象）
 - ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象）
 - ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象）
 - ④ 専門研究会（特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象）
- の4類型を実施している。

各年度において実施する研修の体系や具体的なスケジュールは、J・NETポータルの「司法研修所情報データベース（ケンサン）」に掲載している。

判事・判事補の合同研修の全体像(イメージ)



6 判事補の外部経験

判事補の経験多様化に関する基本方針

(平成16年6月23日 裁判官会議議決)

最高裁判所は、判事補が、裁判所外部において、裁判官以外の法律専門職としての経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い判事を確保するために極めて有意義であるとの認識に立って、これまで行政機関等への出向、民間企業等への派遣、海外留学、在外公館等での勤務等のプログラムの拡充を図ってきたところであるが、今般、「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」(平成16年法律第121号)が成立し、判事補がその身分を離れて弁護士の職務を経験することができる制度が創設され、判事補に多様な外部経験の機会を与えるための制度的な条件が整備されたことを受け、下記のとおり、判事補の経験多様化に関する基本方針を定める。

記

事件処理態勢の確保、適切な受入先の確保・拡充等の環境・条件を整備した上、原則としてすべての判事補に、弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるものとする。

判事補の外部経験の概要（令和3年3月現在）

（第二カード「外部経験等の希望について」欄の各外部経験先コースに対応）

1 訟務検事 ※ 組織図2参照

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 職務内容 | 訟務事務 |
| (2) 勤務場所 | 法務省訟務局又は高裁所在地の各法務局訟務部 |
| (3) 期間 | 原則として2年（訟務局は2年又は3年） |
| (4) 身分 | 検事 |
| (5) 各年度の予定数 | 10名程度 |



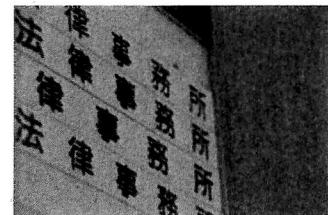
2 法務省 ※ 組織図2参照

- | | |
|---|---|
| (1) 職務内容 | 法務行政事務（裁判官としての法律知識、経験を活用して行政事務を行う。） |
| (2) 勤務場所 | 法務省（司法法制部、民事局、刑事局、人権擁護局、法務総合研究所（研修部、国際連合研修協力部、国際協力部）） |
| * () 内は現在派遣を行っている部局を示す（他に、上記1の訟務部門がある。）。 | |
| (3) 期間 | 原則として2年（司法法制部、民事局、刑事局及び国際連合研修協力部は3年） |
| (4) 身分 | 検事 |
| (5) 各年度の予定数 | 10名程度 |



3 弁護士

- (1) 職務内容 弁護士職務
- (2) 勤務場所 東京（横浜、さいたま、千葉を含む。）、大阪（京都、神戸を含む。）、名古屋、福岡、札幌等の法律事務所
- * 現在弁護士職務経験を行っている地域を示す。今後、変更される可能性がある。
- (3) 期間 原則として2年
- (4) 身分 裁判所事務官（弁護士職務従事職員）・弁護士
- (5) 各年度の予定数 10名程度
- (6) その他 第二カードで応募の意向を示した者のうち、対象時期にある者に、改めて受け入れ予定事務所の情報を提供し、希望の有無、希望の地区、希望の事務所などを聴取する。



※「弁護士職務経験に関する手続の流れについて」参照

4 行政官庁 ※ 組織図 1 参照

(1) 行政官庁研修

① 職務内容 行政事務（主として、裁判事務とは直接関連しない行政事務を行う。）

② 勤務場所 内閣官房（内閣官房副長官補付），公正取引委員会事務総局，金融庁（総合政策局，企画市場局），総務省（自治行政局，総合通信基盤局），外務省（総合外交政策局，北米局，国際法局，領事局），財務省（国際局），厚生労働省（大臣官房），農林水産省（食料産業局），経済産業省（経済産業政策局，貿易経済協力局，資源エネルギー局），国土交通省（鉄道局）

* () 内は現在派遣を行っている部局を示す。今後、変更される可能性がある。

③ 期間 原則として2年

④ 身分 檢事（当該行政官庁の事務官）

⑤ 各年度の予定数 数名程度

⑥ その他 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。



(2) 金融庁、証券取引等監視委員会、行政不服審査会、公害等調整委員会、国税不服審判所、文部科学省、中央労働委員会

- ① 職務内容 行政事務（準司法的事務を含む。）（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。）
- ② 勤務場所 金融庁、証券取引等監視委員会事務局、行政不服審査会事務局、公害等調整委員会事務局、国税不服審判所（関東信越、東京、名古屋、大阪）、文部科学省研究開発局（原子力損害賠償紛争和解仲介室）、中央労働委員会事務局
- * 現在派遣を行っている官庁、部局を示す。今後、変更される可能性がある。
- ③ 期間 原則として2年
- ④ 身分 檢事（当該行政官庁等の審判官、特別専門官又は事務官）
- ⑤ 各年度の予定数 数名程度



5 在外公館 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- (1) 職務内容 在外公館における外交事務又は領事事務
- (2) 勤務場所 在外公館（在中華人民共和国日本国大使館，在アメリカ合衆国日本国大使館，在カナダ日本国大使館，在ストラスブル日本国総領事館，国際連合日本政府代表部，在ジュネーブ国際機関日本政府代表部）
- * () 内は現在派遣を行っている在外公館を示す。今後、変更される可能性がある。
- (3) 期間 原則として約2年
- (4) 身分 外務事務官（一等若しくは二等書記官又は領事）
* 判事任命資格に算入されない。
- (5) 各年度の予定数 若干名
- (6) その他 派遣前年の秋に、外務省研修所において約4か月間、赴任前研修に参加（判事補身分）。その後、派遣までの間は、東京又は周辺の裁判所において勤務する。
なお、派遣前に短期間、事前研修的な趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。



6 法整備支援 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- (1) 職務内容 海外における法整備支援（裁判官としての法律知識、経験を活用して法整備支援を行う。）
- (2) 勤務場所 東南アジア諸国（インドネシア（ジャカルタ）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ネーピードー））
* 今後、変更される可能性がある。
- (3) 期間 1年又は2年
* 赴任前研修等の期間を除く。
- (4) 身分 檢事（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律による派遣職員たる検事）・独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家
- (5) 各年度の予定数 若干名
- (6) その他 派遣前に検事に転官して、法務省法務総合研究所において、約6か月間、赴任前研修等に参加する。なお、派遣先に1年間勤務し、帰国後、法務省に1年間勤務する可能性もある。



7 民間企業研修 ※「派遣先企業一覧（民間企業長期研修）」参照

(1) 民間企業研修

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ① 職務内容 | 民間企業における業務 |
| ② 勤務場所 | 東京、大阪、名古屋、福岡地区所在の民間企業 |
| ③ 期間 | 1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 10名程度 |

(2) 日本銀行研修

- | | |
|-----------|------------|
| ① 職務内容 | 日本銀行における業務 |
| ② 勤務場所 | 日本銀行（東京） |
| ③ 期間 | 1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |

(3) シンクタンク等における研修

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ① 職務内容 | シンクタンク等における企画・研究業務 |
| ② 勤務場所 | 一般社団法人日本経済団体連合会 21世紀政策研究所
(東京) |
| ③ 期間 | 原則として1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |



8 海外留学 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- | | |
|-------------|--|
| (1) 職務内容 | 海外の大学又は裁判所等における在外研究 |
| (2) 派遣場所 | アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、
フランス、ドイツ、ベルギーの各国 |
| (3) 期間 | 1年又は2年 |
| (4) 身分 | 判事補 |
| (5) 各年度の予定数 | 35名程度 |
| (6) その他 | 公募を行う。 |



9 その他

(1) 議院法制局

- | | |
|-----------|--|
| ① 職務内容 | 議院法制局における事務 |
| ② 勤務場所 | 衆議院法制局 |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 身分 | 衆議院法制局参事 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |
| ⑥ その他 | 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。 |



(2) 国立国会図書館

- | | |
|-----------|--|
| ① 職務内容 | 国立国会図書館における事務（主として、国立国会図書館の運営に関する事務を行う。） |
| ② 勤務場所 | 国立国会図書館 |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 身分 | 国立国会図書館参事 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |
| ⑥ その他 | 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。 |

* 判事任命資格に算入されない。

(3) 預金保険機構

- | | |
|-----------|---|
| ① 職務内容 | 預金保険機構における業務（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。） |
| ② 勤務場所 | 預金保険機構（東京） |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 身分 | 預金保険機構職員
* 判事任命資格に算入されない。 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 若干名 |

外部経験から復帰後の異動の方針について

1 前任地から引き続き地域的異動を伴わずに外部経験をする場合

当該地の異動条件により異動

2 地域的異動を伴って外部経験をする場合

(1) 民間企業研修における研修

1年間の研修後、異動後の配属庁において残りの任期を勤務

(2) 上記以外の外部経験

外部経験後、希望すれば、引き続き同一地域の裁判所で2年間勤務可能

同一地域を希望しない場合は、当該地の異動条件により異動

3 外部経験先コース、地域が希望外となった場合

復帰後の異動について上記よりも有利に取り扱うことがある。ただし、外部経験としての海外留学をした後、語学力を必要とする行政官庁や在外公館等での外部経験をする場合は、この限りでない。

※ 勤務地別の異動条件（当面、外部経験の実施が予定されている地のうち、異動条件の付されているもの）

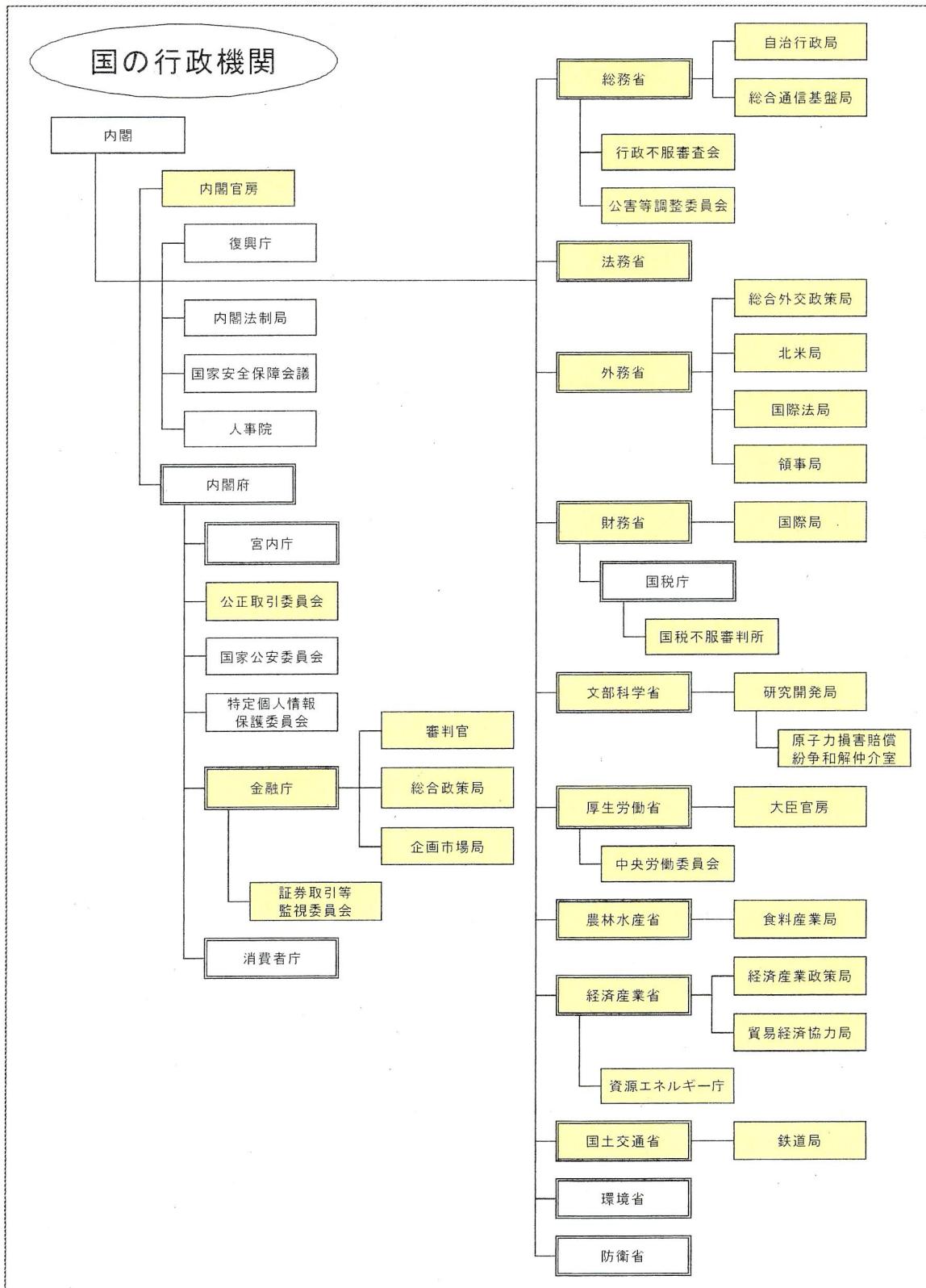
東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡（いずれも「最高裁指定庁」）

※ 留学は地域的異動を伴わないものとして扱う。ただし、留学からの帰国後は、従前の異動条件にかかわらず、「最高裁指定庁」の異動条件が付されたものとして扱う。

※ 在外公館、法整備支援の海外勤務は派遣地を「東京」とみなす。

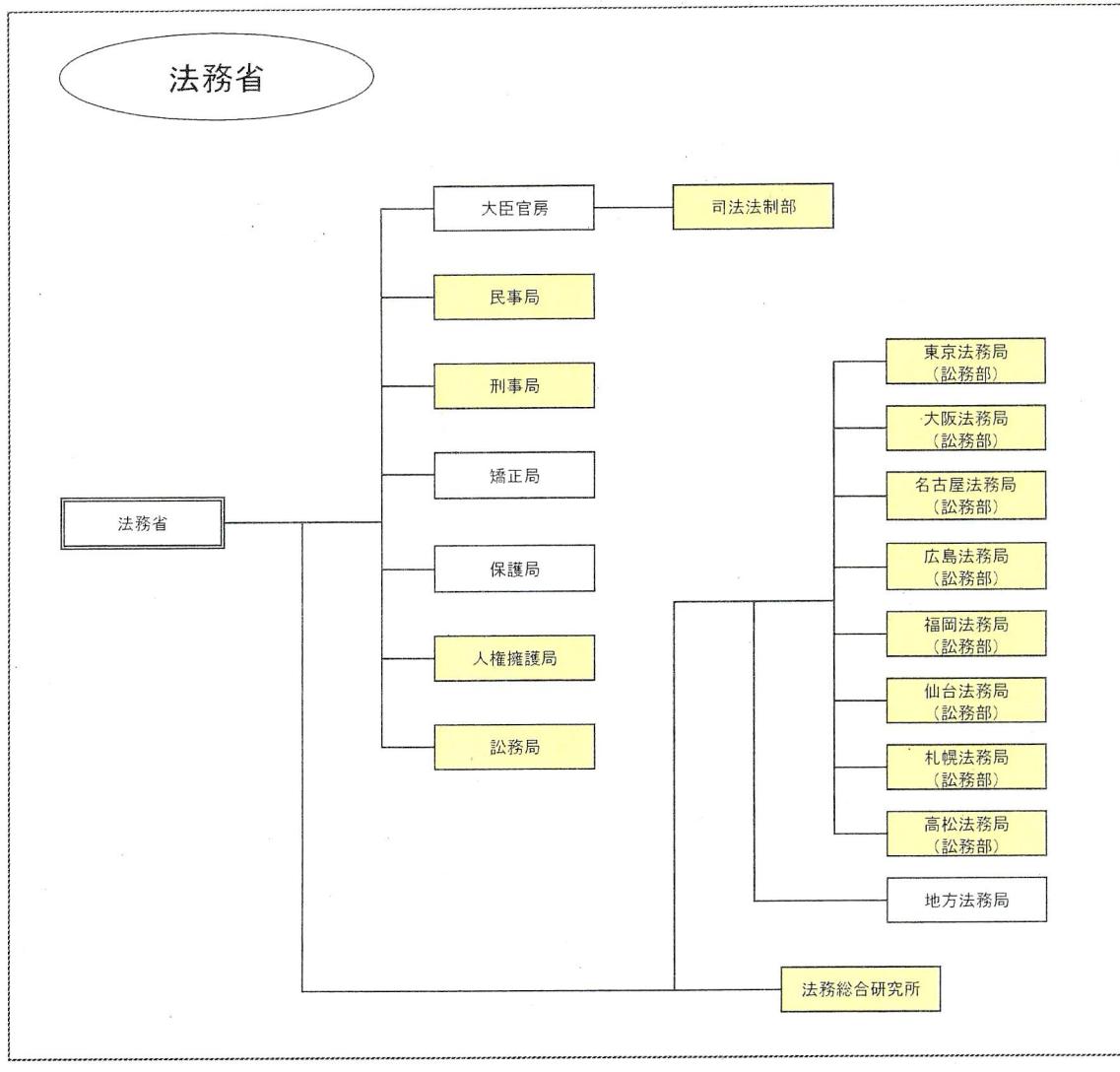
※ 同一地域には各管内支部を含み（仙台は古川支部、札幌は小樽支部及び岩見沢支部に限る。）、「東京・横浜・さいたま・千葉」又は「大阪・京都・神戸」はそれぞれ同一地域とみなす。

【組織図 1】判事補が外部経験している行政官庁等



判事補が外部経験しているもの

【組織図2】判事補が外部経験している法務省の部局等



弁護士職務経験に関する手続の流れについて

1 希望調査

弁護士職務経験の対象となる期の判事補のうち、裁判官第二カードの「5外部経験等の希望について」の「(3)弁護士」欄に「希望する」又は「経験してもよい」と記載した者に対して、判事補の弁護士職務経験に関する希望調査票を配布する（現在海外留学中の者等は除く。）。

希望調査票の配布を受けた判事補は、弁護士職務経験についての希望の有無のほか、希望する場合には、希望する弁護士事務所の所在地及び希望する弁護士事務所名（最高裁から提示された弁護士事務所のうち希望するもの）を、希望調査票に入力して回答する。

2 事務所の提示

本希望調査票が提出された後、最高裁において、希望者の中から弁護士職務経験を行う予定となる判事補を定め、対象者に、各人の希望を踏まえて、複数の事務所を提示する。提示にあたっては、可能な限りその希望を尊重するが、他の判事補の希望と重なる場合などには、高い順位で希望した事務所が含まれない場合もある。

3 事務所の訪問

弁護士職務経験を行う予定となった判事補は、提示された事務所を全て訪問して、雇用条件等について交渉し、雇用契約を締結したい事務所を選択する。

最高裁は、受入先弁護士法人等との間で取決めを締結する。

弁護士職務経験を行うことになった者は、上記取決めに基づいて、受入先弁護士法人等と雇用契約を締結し、弁護士登録をした上で、弁護士職務経験を開始する。

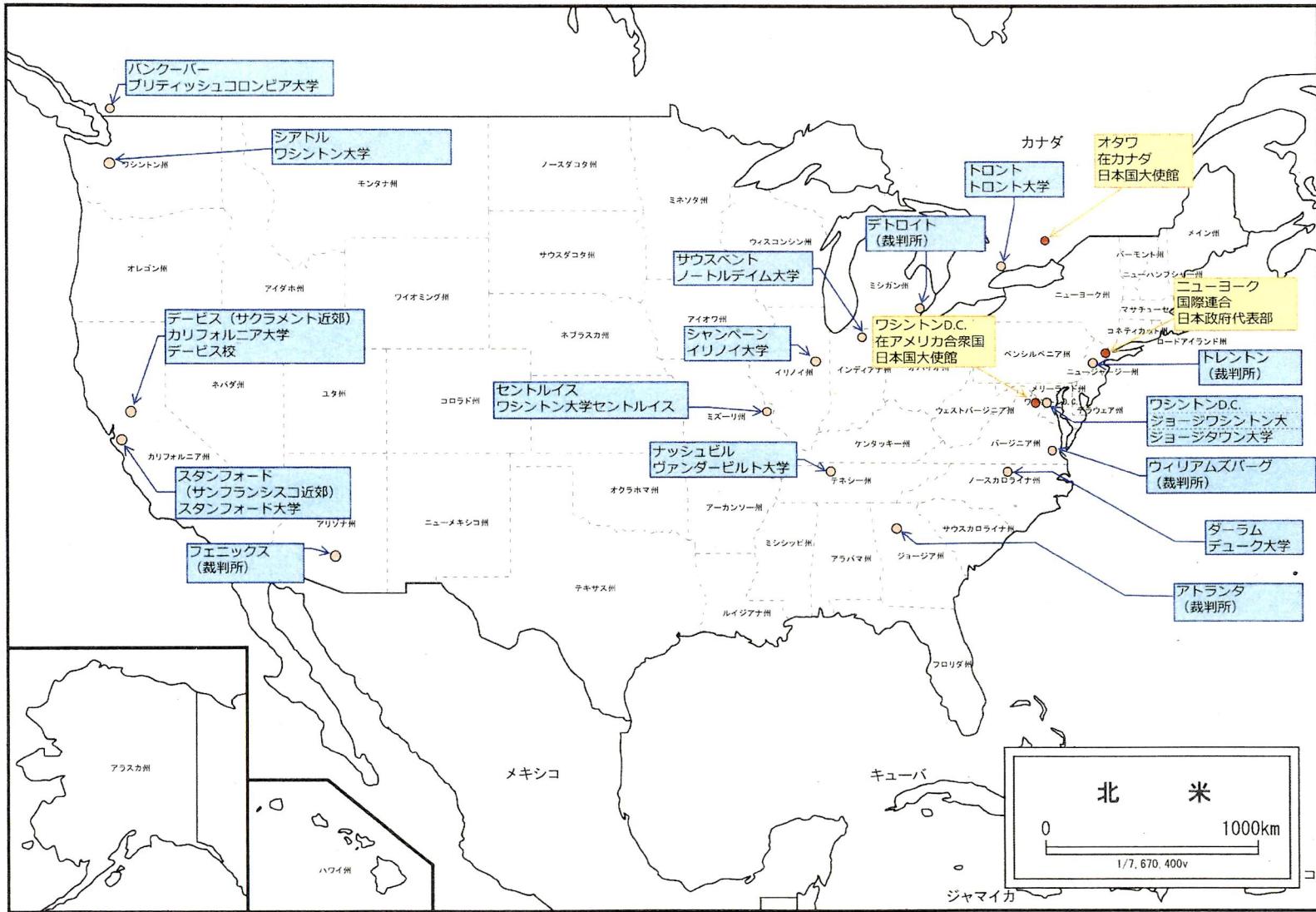
派遣先企業一覧(民間企業長期研修)

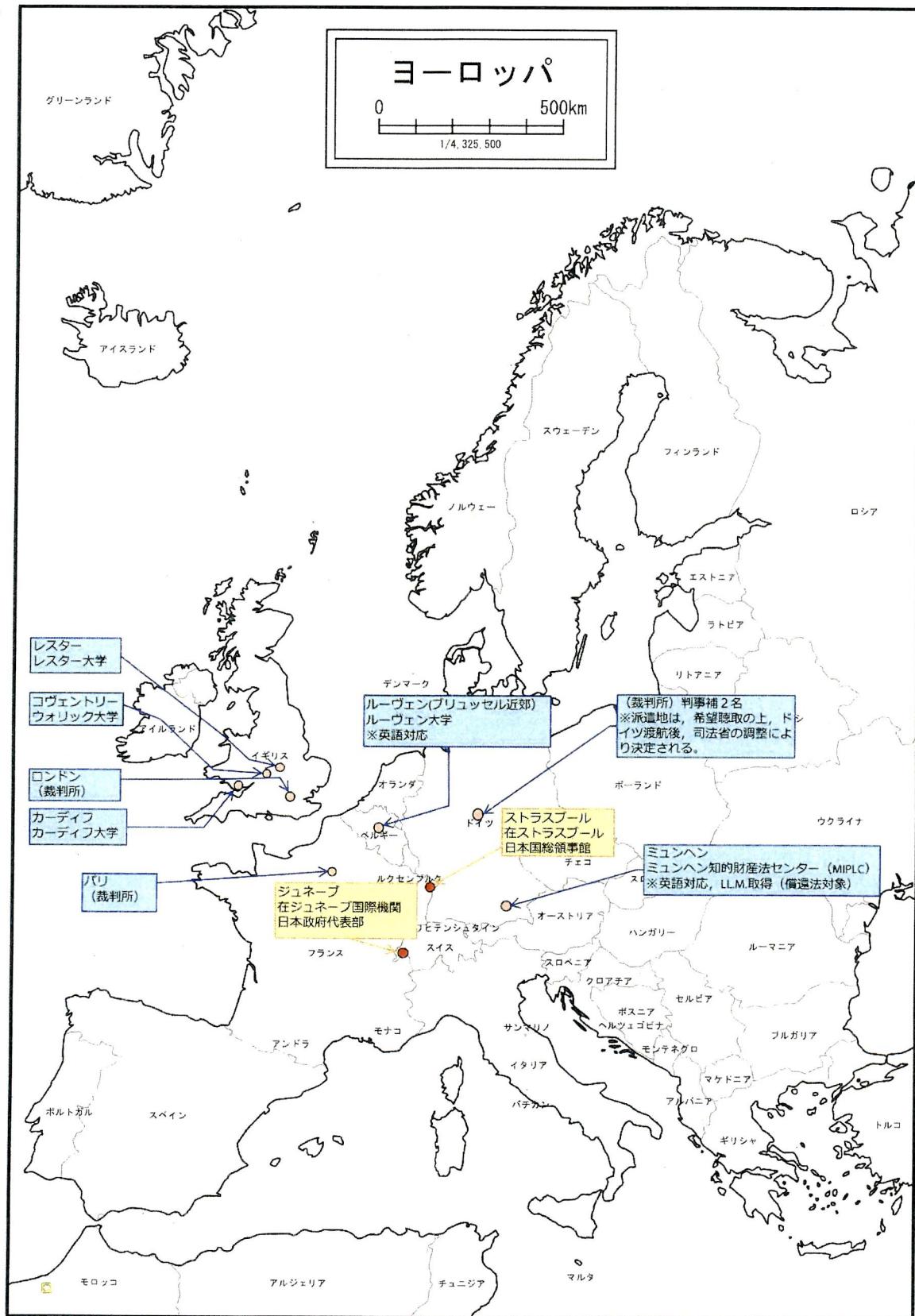
地区	派遣 人数	製造	商業	金融	不動産	運輸	情報・通信	エネルギー
東京	8	花王 東レ	伊藤忠商事	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 日本生命保険 野村證券	三菱地所	ヤフー	出光興産 東京ガス ENEOS	
大阪	2	京セラ パナソニック		りそな銀行		南海電気鉄道		
名古屋	1	アイシング機 デンソー				名古屋鉄道		
福岡	1	TOTO				西日本鉄道 九州旅客鉄道		

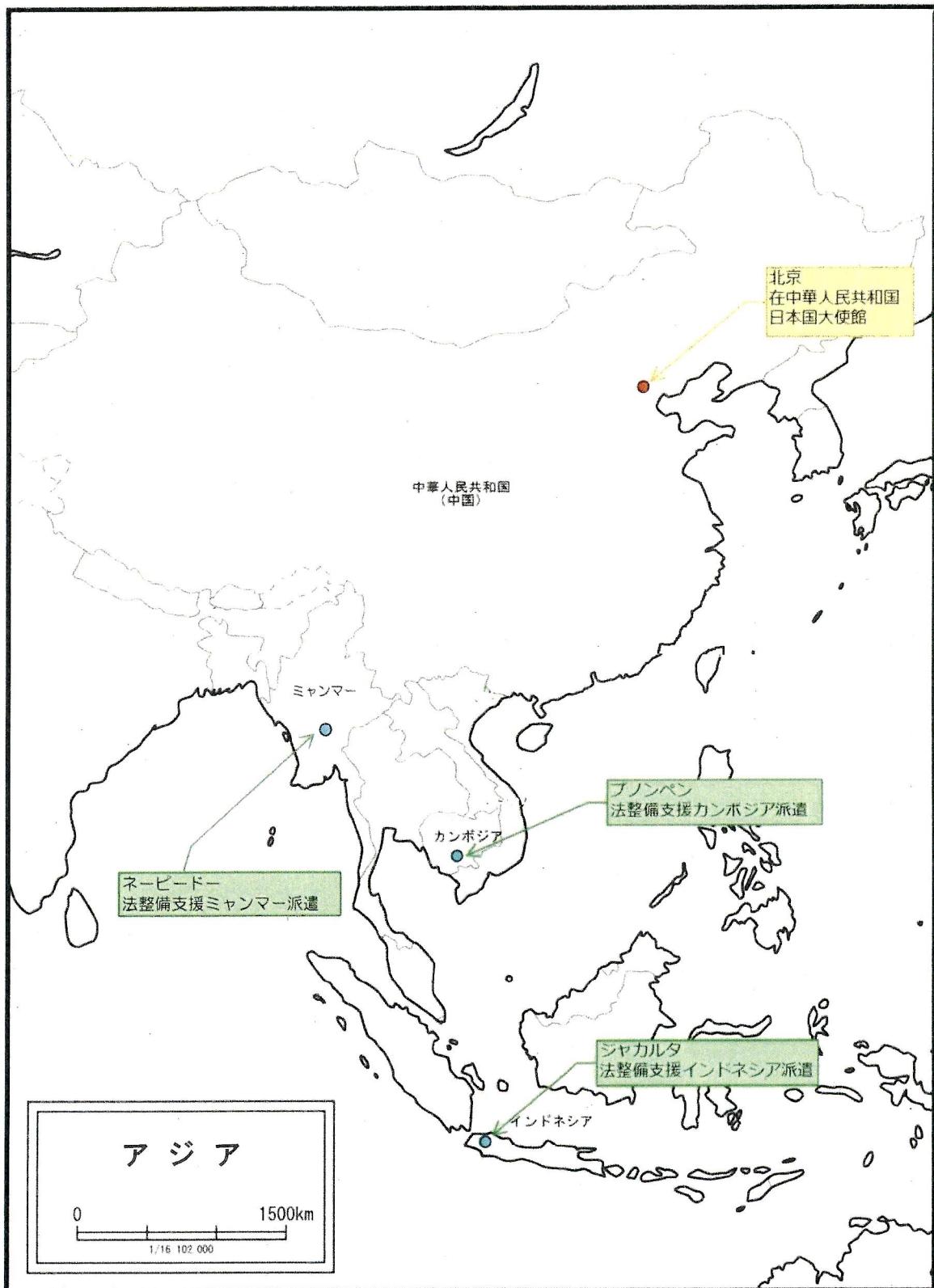
※ 平成29年から令和3年度までの派遣先

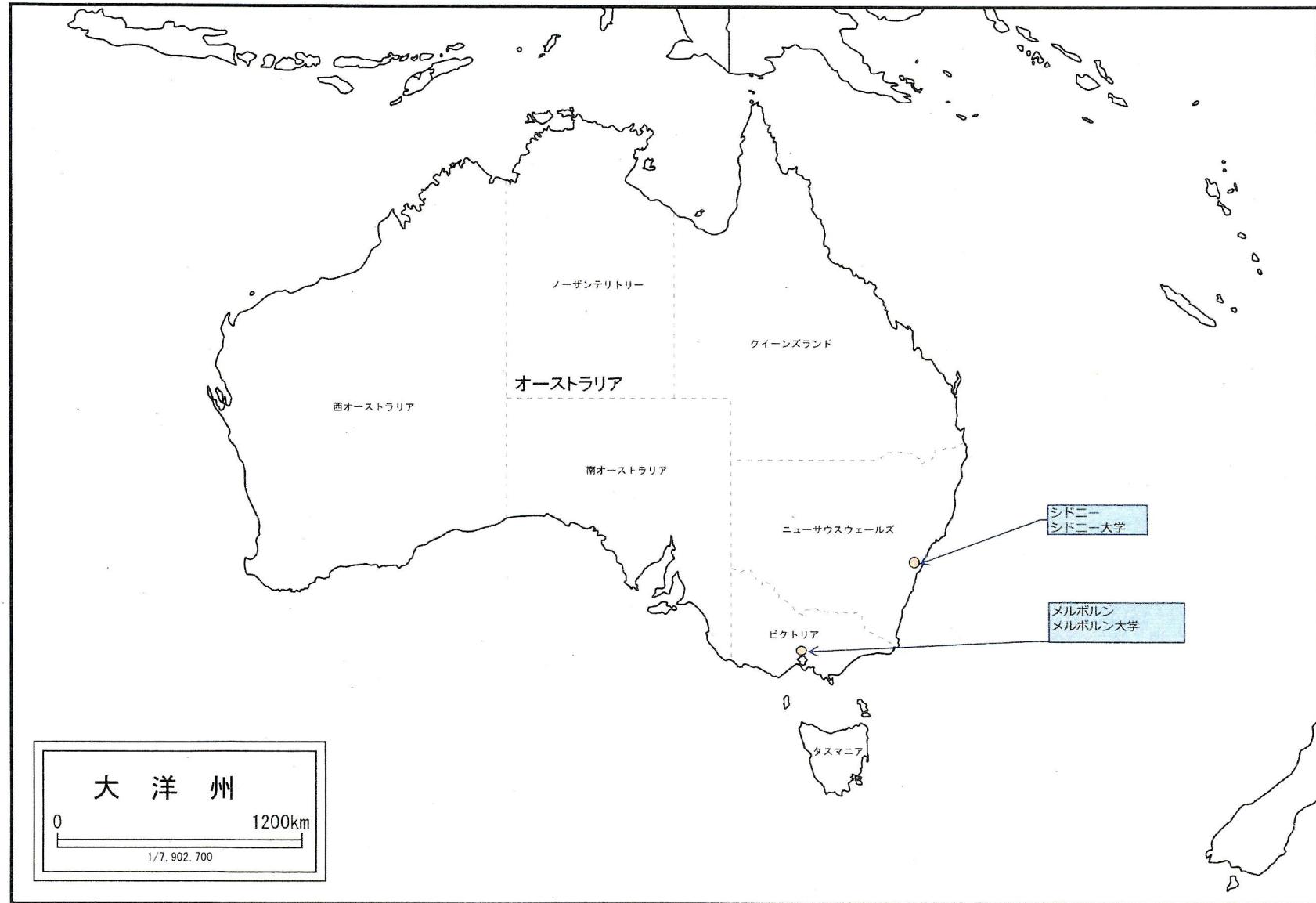
※ 「派遣人数」は令和3年度分

在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先







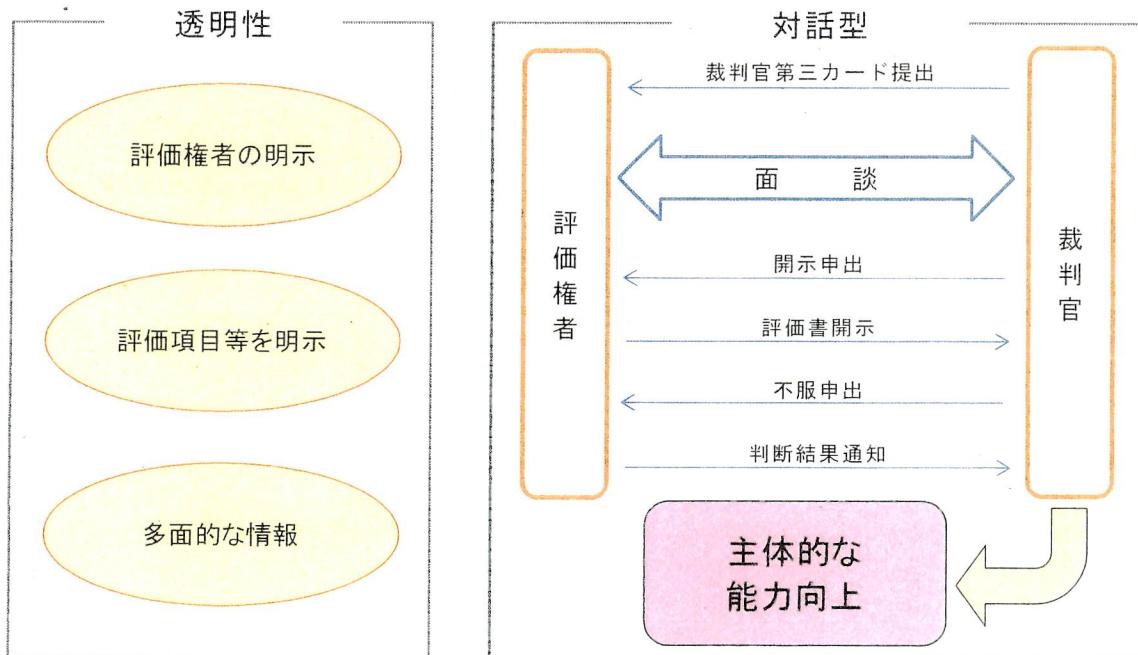


7 人事評価

裁判官の人事評価については、最高裁規則等により定められており、透明性のある、対話型の制度となっている。人事評価は公正な人事の基礎とされるとともに、対話型の人事評価を通じて裁判官の主体的な能力の向上が期待されている。

【制度の特徴】

- 年1回、評価権者が各裁判官の評価書を作成。
- 透明性のある評価制度
 - ・評価権者を明示（高裁は高裁長官、地家裁は所長）。
 - ・評価項目を明示（「事件処理能力」、「組織運営能力」、「一般的資質・能力」）。
 - ・裁判の独立に配慮しつつ、多面的・多角的に情報把握（外部からの情報も考慮）。
- 対話型の評価制度
 - ・各裁判官は、担当した職務の状況に関し書面（「裁判官第三カード」）を提出。
 - ・評価権者と各裁判官が面談。
 - ・各裁判官は評価書の開示を申し出ることができる。
 - ・不服のある裁判官は不服申出ができ、不服申出に対する判断結果の通知を受ける。



評価項目及び評価の視点

(平成16年3月26日付け最高裁判所事務総長依命通達「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」別紙より)

1 事件を適切に処理するのに必要な資質、能力（事件処理能力）

○法律知識、法的判断に必要な資質、能力（法的判断能力）

- ・法律知識の正確性、十分性
- ・法的問題についての理解力、分析力、整理力、応用力
- ・証拠を適切に評価する能力
- ・法的判断を適切に表現する能力
- ・合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力 など

○裁判手続を合理的に運営するのに必要な資質、能力（手続運営能力）

- ・法廷等における弁論等の指揮能力
- ・当事者との意思疎通能力
- ・担当事件全般を円滑に進行させる能力 など

2 部等を適切に運営するのに必要な資質、能力（組織運営能力）

- ・部又は裁判所組織全体を円滑に運営する能力
- ・職員に対する指導能力
- ・職員、裁判官等に適切に対応する能力 など

3 裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質、能力（一般的資質、能力）

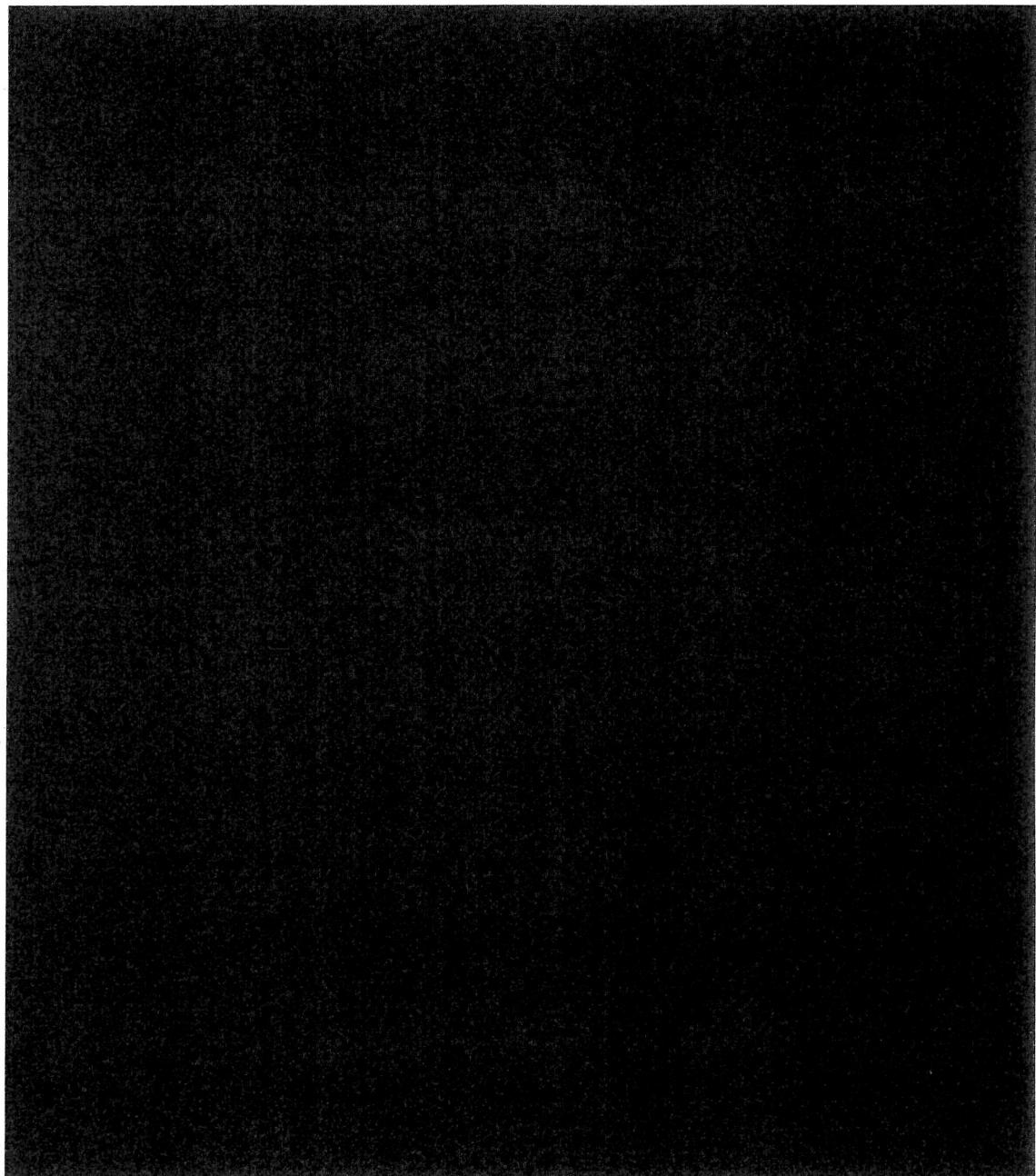
○識見

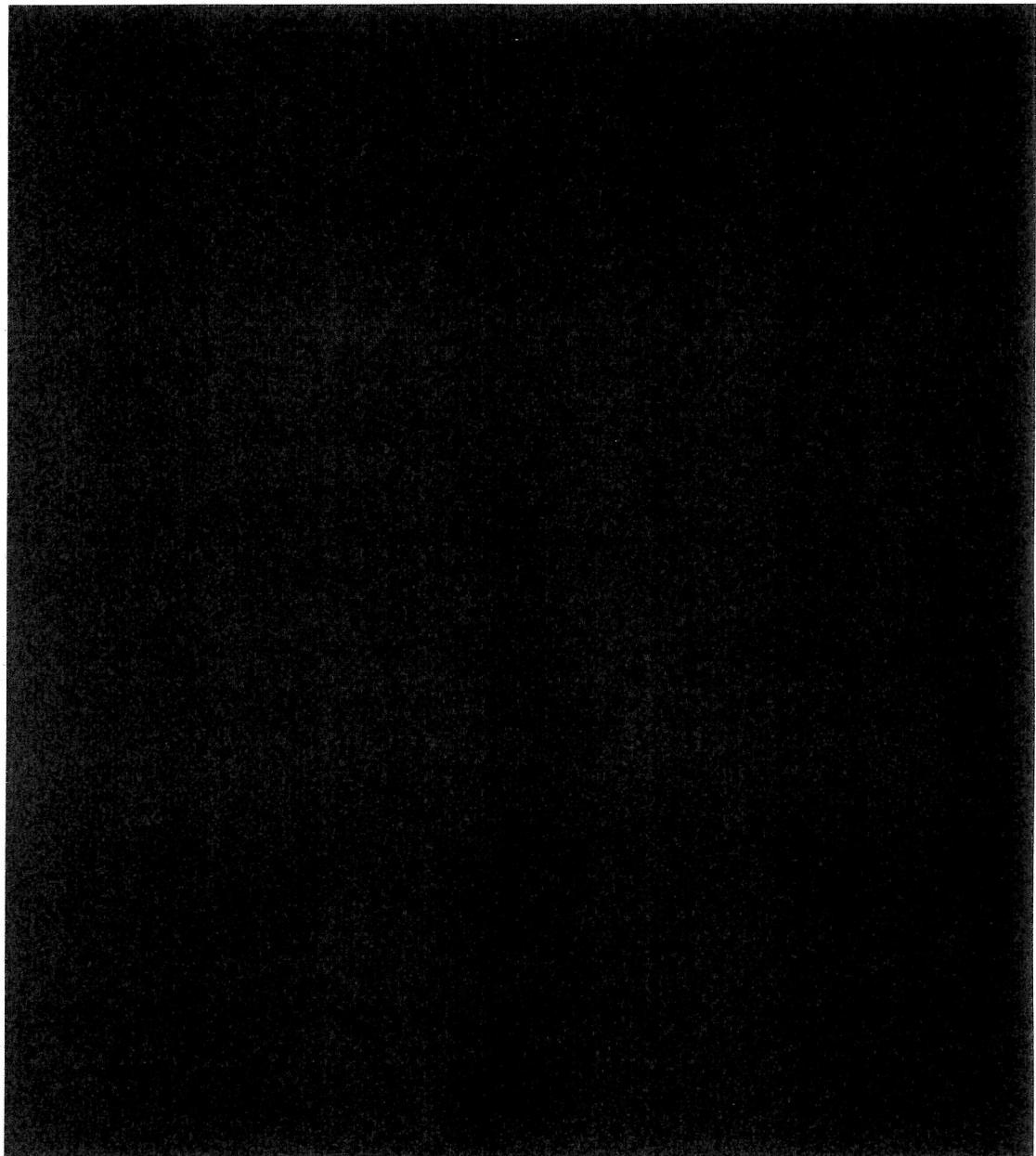
- ・幅広い教養に支えられた視野の広さ
- ・人間性に対する洞察力
- ・社会事象に対する理解力 など

○人物、性格

廉直さ、公平さ、寛容さ、勤勉さ、忍耐力、自制心、決断力、慎重さ、注意深さ、思考の柔軟性、独立の気概、精神的勇気、責任感、協調性、積極性 など

【参考】 裁判官第三カードの入力フォーム





○○高等機械研究所
西山三郎

A decorative border consisting of two rows of small circles, one row above the other, forming a rectangular frame.

○○地方鐵制所長乙野花子

（車体外観能力）
（組織運営能力）
（一般的な販賣・能力）

民事審〇部（部務局〇〇〇〇）云、合議事件の右側欄に専職審判官を記入する。

期〇〇地圖集

甲 驅 一 部 告 知〇〇年〇〇月〇〇日 生

課題（合計〇〇年）

8 兼職

裁判官が他の職務に従事する場合の許可等について (平成3年12月27日人能A第14号事務総長依命通達)

裁判官が他の職務に従事する場合（一定事項の調査、研究、執筆等に継続的又は定期的に従事する場合を含む。以下同じ。）の裁判所法（昭和22年法律第59号）第52条第2号の規定による最高裁判所の許可等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 報酬を得て他の職務に従事する場合

- 1 裁判官が報酬（旅費、宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て他の職務に従事する場合の裁判所法第52条第2号に規定する最高裁判所の許可は、その従事しようとする職務が裁判官としての職務の遂行に支障がないと認められる場合その他同法の精神に反しないと認められる場合に限り行う。
- 2 下級裁判所に勤務する裁判官（高等裁判所長官を除く。）が報酬を得て大学等の講師の職を兼ねる場合（継続的又は定期的に兼ねる場合に限る。）の裁判所法第52条第2号に規定する最高裁判所の許可は、その所属する裁判所（簡易裁判所に勤務する裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所。以下「所属庁」という。）が高等裁判所である場合にあっては当該高等裁判所、所属庁が地方裁判所又は家庭裁判所である場合にあっては当該地方裁判所又は家庭裁判所を管轄する高等裁判所が行うことができる。ただし、当該許可は最高裁判所名で行うものとする。
- 3 2に定める許可は、次に定める基準に該当する場合に限り行うことができる。ただし、この基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て許可することができる。
 - (1) 担当する授業時間が官庁の執務時間外であること。
 - (2) 担当する授業時間数が次の範囲内であること。

ア 講師の職を兼ねる期間が3か月以上である場合には、授業時間数が1週間につき2時間を超えないこと。

イ 講師の職を兼ねる期間が3か月未満である場合には、授業時間数が1週間につき6時間を超えないこと。

第2 報酬を得ないで他の職務に従事する場合

- 1 裁判官は、報酬を得ないで、他の職務に従事する場合（2及び3に定める場合を除く。）には、あらかじめ所属庁の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員、顧問又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「役員等」という。）の職を兼ねるときは、この限りでない。
 - (1) 国家公務員等共済組合連合会及びこれに設置された機関
 - (2) 裁判所の職員又は法曹関係者を構成員とし、その親睦、互助、研さん等を目的とする団体
 - (3) 居住地域の町内会及び自治会並びに居住するマンションの管理組合
 - (4) 子弟の学校のPTA
 - (5) 出身学校の同窓会、同期会等の親睦団体
 - (6) (1)から(5)までに掲げる団体に準ずる団体であって、所属庁がその団体の役員等の職を兼ねることが裁判官としての職務の遂行に支障がないことが明白であると認めて指定するもの
- 2 裁判官は、報酬を得ないで、国又は公共的団体に設置された委員会、協議会及び審議会（これらと同種のものを含む。以下「委員会等」という。）の委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「委員等」という。）の職を兼ねる場合には、3に定める場合を除くほか、あらかじめ最高裁判所の許可を受けなければならない。
- 3 裁判官は、報酬を得ないで、地方公共団体に設置された委員会等並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等の職を兼ねる場合には、あらかじめ所属庁の許可を受けなければならない。
- 4 1から3までに定める許可については、第1の1の定めを準用する。
- 5 2に定める最高裁判所の許可を求める場合には、当該委員会等の設置目的及

び構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間等を明らかにした設置要綱等の資料を添付する。

第3 許可手続

- 1 裁判官は、裁判所法第52条第2号に規定し、又は第2に定める許可（以下「兼職の許可」という。）を申請する場合には、他の職務に従事し、又は委員等の職を兼ねることとなる日（兼職の許可を更新する場合にあっては、兼職の許可がされた期間の満了する日。以下「兼職開始予定日」という。）の1か月前までに、所属庁に対し、別紙様式による「裁判官兼職許可申請書」（以下「兼職申請書」という。）2部を提出しなければならない。ただし、当該提出期限までに提出できない特別の事情があるときは、当該事情が解消した後、速やかに提出するものとする。
- 2 所属庁は、申請に係る兼職の許可の権限を有しない兼職申請書の提出を受けたときは、当該申請に対する意見を付した上、兼職開始予定日の2週間前までに、当該兼職申請書を最高裁判所事務総局人事局長（第1の2に定める許可については、権限を有する高等裁判所の高等裁判所長官）宛てに送付する。
- 3 次に掲げるものの手続は、1及び2に定めるもののほか、最高裁判所長官が別に定める。
 - (1) 裁判所法第52条第2号に規定する許可
 - (2) 第1の3ただし書に定める最高裁判所の承認
 - (3) 最高裁判所に勤務する裁判官についての第2の1及び3に定める許可
 - (4) 第2の2に定める最高裁判所の許可

第4 許可の期間

兼職の許可の期間は、2年以内とする。

第5 委員会等の委員等への推薦

- 1 委員会等の委員等への委嘱について関係機関から裁判官の推薦依頼があった場合の推薦は、委員会等で中央官庁及び日本弁護士連合会に設置されたものの委員等については最高裁判所が、その他の委員会等の委員等については所

属庁が行う。

- 2 所属庁は、1に定める推薦をする場合には、地方公共団体に設置された委員会等並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等にその所属の裁判官を推薦するときを除き、最高裁判所の承認を得なければならない。
- 3 1に定める推薦については第1の1の定めを、2に定める最高裁判所の承認を求める場合には第2の5の定めを、それぞれ準用する。
- 4 1に定める最高裁判所の推薦及び2に定める最高裁判所の承認の手続は、3に定めるもののほか、最高裁判所長官が別に定める。
- 5 裁判官が最高裁判所又は所属庁の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合には、裁判所法第52条第2号に規定する許可又は第2の1から3までに定める許可を受けたものとみなす。

第6 研修会等講師の推薦

- 1 研修会、講演会等の講師への裁判官の推薦は、所属庁が行う。
- 2 1の推薦については、次に定める基準をいずれも満たす場合に限り、行うことができる。
 - (1) 研修会、講演会等が国、地方公共団体又は公共的団体の行うものであること。
 - (2) 研修会、講演会等の目的、趣旨、講義内容、対象者等の諸般の事情を総合して裁判所の職務の公正に疑義が生ずるおそれがないことが明白であること。
 - (3) 事務の円滑な運営に支障を生じさせないこと。
- 3 1の推薦を行う場合において、下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第27条本文に規定する手続は、これを省略することができる。

(別紙様式)

裁 判 官 兼 職 許 可 申 請 書		
御中		
年 月 日		
(申請者)		
次のとおり他の職務に従事することの許可を申請します。		
1 申請者について		
氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)
	現住所	
所属庁	官名	
2 他の職務の名称等について		
名称	事業内容	
所在地		
報酬		
□ 有 □ 無		
月収	円	
年収	円	
1回	円	
勤務態様及び勤務時間	役職名及び職務内容	
□ 常勤 □ 非常勤		
勤務曜日 (曜日)		
時から 時まで		
平均して, 1年 日		
1月 日, 1日 時間		
週延べ 時間		
他の職務に従事する期間		
□ 新規 □ 繼続		
年 月 日から		
年 月 日まで		
(年間)		

3 他の職務に従事することが官職に与える影響

4 他の職務に従事する理由

5 許可申請についての意見

許可権者	<input type="checkbox"/> 許可する 許可の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする
	<input type="checkbox"/> 許可しない
	<input type="checkbox"/> 条件付きで許可する (条件)
	年 月 日

(記入要領)

- の設けられている項目は、該当する□の中にレを付し、又は■とする。
- 「他の職務に従事する期間」欄は、許可は2年を超えない範囲で与えられるので、他の職務に従事する予定の期間が2年を超える場合には、この箇所の括弧内に2年間と記入する。
- 「許可申請についての意見」欄は、許可権者が最高裁判所の場合に記入する。

9 倫理

下級裁判所の裁判官の倫理の保持に関する申合せ

(平成12年6月15日高等裁判所長官申合せ)

裁判官の倫理については、これまで、永年にわたる努力の積み重ねにより高い職業倫理が保持されてきたところであるが、この度、国家公務員倫理法が施行されたことにはかんがみ、裁判官は、事件当事者等との関係において、同法、これに基づく政令及び最高裁判所規則の定める倫理規範を尊重すること。

下級裁判所の裁判官の倫理の保持に関する申合せの説明

近時国家公務員による不祥事が相次いだことに対し、国民から厳しい批判がなされ、国家公務員全体に対して厳正な服務規律の保持が求められるようになったため、平成12年4月から国家公務員倫理法（以下「倫理法」という。）、これに基づく国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）及び裁判所職員の倫理の保持を図るために必要な事項を定めた裁判所職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）が施行された。

裁判官の倫理については、これまで、永年にわたる努力の積み重ねにより、裁判所内部に良き伝統が確立され、極めて高い職業倫理が保持されてきており、この点に関しては、広く国民から信頼を受けてきたところである。倫理法の制定に当たっては、裁判官弾劾法を始めとする裁判官固有の倫理保持のための法制度が確立されていることや、上記の良き伝統に加えて、職務の性質上他の公務員のような不祥事が生じることが考えにくいくこと等の理由から、裁判官は、同法等の適用の対象外とされた。しかし、倫理法等の規定内容には、倫理法3条や倫理規程1条のように裁判官が行動する際にも当然に念頭においておくべき倫理原則及び倫理行動基準や、倫理規則2条1号、同条3号、同条4号及び倫理規程2条3項の利害関係者に関する諸規定並びに同規程3条、4条1項及び5条ないし9条の規定のように裁判官の倫理保持のための具体的行動基準としてもふさわしく、尊重すべき性質のものが含まれている。国家公務員全体に対して厳正な服務規律の保持を求める国民の意識や倫理法等の適用を受ける検察官等一般職の国家公務員とのバランスを考えると、裁判官においても、倫理法、

倫理規程及び倫理規則の上記各規定の趣旨・内容を尊重して行動することが望ましいのではないかと思われる。そして、このような姿勢を申し合せることによって、裁判官の職務の公正に対する国民の信頼をより一層確たるものにすることができると考えられる。

高裁長官の申合せというものの性質上、倫理法・倫理規程が定めるもののうち、倫理法 6 条ないし 8 条に規定される贈与等の報告については、本申合せの対象外とした。また、倫理規程 8 条に規定される倫理監督官への届出及び同規程 9 条 1 項に規定される倫理監督官の承認に係る事項については、裁判官の独立性にかんがみ、裁判官について倫理監督官制度を設けず、個々の裁判官の自律的判断に委ねることが相当であると考えられる。

なお、確立された裁判官の職業倫理に照らして従来から相当でないと考えられている行為が、本申合せの対象とした倫理規程の禁止行為に該当しないという理由で許容されることになるものでないことは言うまでもない。また、本申合せの趣旨に照らせば、本申合せで尊重すべきものとした倫理規範に触れる行為をした場合に注意等の対象とされるか否かは、これまでと同様に、当該行為の性質等を考慮し、裁判官倫理に照らして判断されるべきものである。

参考

ここに示す解釈及び具体的事例は、倫理法等に関する人事院の解釈や、これまで各庁から照会のあった事例に対する検討結果等に基づき、最高裁人事局において参考のために取りまとめたものである。

1 利害関係者

個々の裁判官の担当する職務に照らして、倫理規則 2 条 1 号、同条 3 号、同条 4 号及び倫理規程 2 条 3 項所定の者に相当する者をいう。

(1) 倫理規則 2 条 1 号（事件当事者）関係

自己の担当する事件の当事者、その代理人、被告人、その弁護人や起訴検事、公判立会検事は利害関係者に当たる。利害関係者についての倫理規則の規定は限定列举であるから、例えば、決裁官たる検事正等のように当事者等に対して監督的立場にある者であっても、利害関係者には当たらない。

その他本号所定の事件に関する事務との関係での利害関係者該当性については別紙1のとおり。

該当者が本号の利害関係者である期間は、事件係属の時から事件の確定又は上訴による移審等により、事件を担当する可能性がなくなる時までである。

なお、事件の当事者となろうとしていることが明らかである者も利害関係者に当たる。これは、現在事件の当事者となっていないが、通常の注意力をもってすれば、将来事件の当事者となろうとしていることが明らかな者をいう。「当事者」になろうとする者のみが問題となり、弁護人等になろうとする者は該当しない。

(2) 倫理規則2条3号(裁判以外の不利益処分の名あて人)及び倫理規則2条4号(契約締結者)関係

これら各号は、司法行政事務に従事する裁判官(地家裁所長等)について問題となる。

3号関係の具体例としては、国家公務員法等による懲戒処分や国有財産法18条6項による使用許可の取消処分が、4号関係の具体例としては、物品納入契約、役務調達契約及び工事請負契約がある。

これら処分又は契約に関する事務に携わる裁判官にとって、処分の名あて人や契約の相手方は利害関係者となる。

(3) 倫理規程2条3項(影響力の行使)関係

他の職員又は裁判官の利害関係者が、これらの者に対する当該裁判官の官職に基づく影響力を行使させることにより自らの利益を図るために、当該裁判官と接触していることが明らかな場合、右の者は同裁判官にとっても利害関係者に当たる。

例えば、事件の当事者が、部総括の裁判官としての影響力を当該部所属の事件担当書記官に行使させることで、同書記官から有利な取扱いを受けるために同裁判官と接触していることが明らかな場合は、右の当事者は同裁判官にとって利害関係者となる。

本項の場合、利害関係者の上記目的が明らかであればよく、当該裁判官の官職が職員等に対する影響力を行使し得る権限を有しているか否かは関係ない。

(4) その他

以下の各団体については、当該団体自体が(1)ないし(3)のいずれかの要件を充足する場合には利害関係者となるが、それ以外の場合は利害関係者に当たらない(当該団体構成員の一部が利害関係者であるときは、構成員個々に対する関係でのみ考えればよい。)。

日本弁護士連合会及び各单位弁護士会、日本司法書士会連合会及び各单位司法書士会、（財）法曹会、（財）司法協会、日本裁判所書記官協議会、全国家庭裁判所調査官研究協議会、（財）日本調停協会連合会及び各調停協会等

2 利害関係者との間で禁止される行為等

利害関係者との間で禁止される行為、禁止行為の例外、留意点については、別紙2のとおり

3 利害関係者との間で問題となり得る行為

（1）飲食を伴う会合について

- 利害関係者から供應接待を受けることは原則としてしてはならない（倫理規程3条1項6号参照）。
「供應」とは酒食によるもてなしのこと。「接待」は酒食以外の方法によるもてなしのこと。
- 職務として出席した会議において、利害関係者から茶菓又は簡素な飲食物の提供を受けること、若しくは、多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、倫理規程に触れることはない（同規程3条2項5号ないし7号参照）。
- 利害関係者であっても、私的な関係（裁判官としての身分にかかわらない関係）がある場合には、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等により、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、当該利害関係者から供應接待を受けることができる（同規程4条1項参照）。
- 自己の飲食に要する費用について自分で費用を負担するか、又は利害関係者以外の第三者が費用を負担するのであれば、利害関係者と共に飲食することは、原則として問題ない（同規程8条参照）。しかし、倫理規程上問題がない場合であっても、事件関係者との飲食については、裁判官倫理上おのずから別論とされるであろう。
- 地家裁所長や高裁事務局長が、調停運営協議会等の懇親会に招待されて会合に参加する場合には、同会等の構成員に利害関係者が含まれていても、会合の趣旨・目的に照らし、許容されることが多いであろう。

(2) 講演・執筆等について

- 利害関係者からの講演・執筆等の依頼については、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することとなる（倫理規程9条1項参照）。

この判断に際しては、利害関係者の性格（公的団体か否か等）・利害関係の原因となる事件の性格・依頼がなされた経緯（事件についての便宜供与等を期待したものと見られる事情があるか否か等）・依頼内容（一般的な知識の提供や研修的性格なものか否か等）等を考慮することになるが、利害関係者からの依頼は原則的には断ることが望ましいであろう。

なお、この場合の報酬については、講演の場合1時間あたり2万円程度、執筆の場合400字あたり4000円程度を超えないことが基準とされている（同条2項・12.4.6人能A6号倫理監督官通達参照）。

4 その他

(1) 監修料

補助金や国が支出する費用で作成される書籍等及び当該職員の属する国の機関が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできない（同規程6条参照）。

(2) 倫理の保持を阻害する行為の禁止

- 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することはできない（同規程7条1項参照）。
- 倫理法等に違反する疑いのある事実について、虚偽の申述をしたり、隠ぺいすることはできない（同規程7条2項参照）。
- 部下職員の倫理法等に違反する疑いのある事実を黙認してはいけない（同規程7条3項参照）。

以上に掲げられた倫理法、倫理規程、倫理規則及び通達の参考条文のほか、平成12年4月6日付人能A6号倫理監督官通達（最終改正：令和3年3月15日）、同日付人能A7号人事局長通達（最終改正：平成17年4月1日）の各参考条文該当箇所を参考にされたい。

略語：倫理法＝国家公務員倫理法、倫理規程＝国家公務員倫理規程

倫理規則＝裁判所職員倫理規則

別紙 1

利害関係者該当性（倫理規則2条1号関係）一覧表

事件類型	事件関係人	該当性	該当性判断にあたって特に考慮された要素
全事件共通	事件当事者(原告・被告・申立人・相手方・被告人・被疑者・検察官等)	○	
	代理人・弁護人	○	
	鑑定人・通訳人	×	裁判所が職権で解任し得るとする明文の規定がない(解釈上は可能)
	証人	×	
	閲覧謄写申請人	×	
破産事件	破産管財人	○	明文上裁判所の監督権がある
	破産債権者・財団債権者	○	手続上の権利を行使する者である
執行事件	所有者	○	事件の当事者である
	評価人	×	評価人を辞めさせるのは民執法20条で準用される民訴法120条所定の命令の取消によるもので、職権解任ではない
	催告に応じて届出をした債権者・買受申出人・買受人	○	手続上の権利を行使する者である
	第三債務者	○	事件の当事者である
会社更生事件	更生債権者・担保権者	○	手続上の権利を行使する者である
	株主	△	評決権等行使の場合は手続上の権利を行使する者である
	保全管理人・監督委員・調査委員・管財人	○	明文上裁判所の監督権がある
執行官事務	執行官・補助者(技術者・事務員)	×	
刑事事件	被害者	△	公判手続に参加するときは事件の当事者
	押送担当職員	×	
	保護観察官	×	
家事事件	不在者財産管理人・相続財産管理人・後見人・保佐人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人	○	明文で裁判所が職権で解任できるとしている
	特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人	×	裁判所が職権で解任し得るとする明文の規定がない(解釈上は可能)
	市役所職員・児童相談所職員	△	事件の申立人となるときは事件の当事者
少年事件	附添人	○	
	送致した検察官等	×	
	少年鑑別所職員・保護観察官・保護司・補導委託先関係者	×	
	少年院職員	△	収容継続申立事件のときは事件の当事者
	被害者	△	審判手続に参加するときは事件の当事者

別 紙 2

利害関係者との間で禁止される行為等

禁止行為 (倫理規程3条1項)	禁止行為の例外 (倫理規程3条2項)	留 意 点
(第1号) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。	(第1号) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。 (第2号) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の親族の葬式に際し、香典を持参した者が職員の利害関係者である場合には、他の親族との関係で香典を持参したものと考えられる場合を除き、職員が喪主であるか否かに関わらず、職員あての贈与が利害関係者からなされたものとして取り扱われる。 葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは不可能であるため利害関係者からの香典を受け取った場合については、葬式後、他の親族との関係で香典を持参したものと判明した場合を除き、速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与には該当しないものとして取り扱われる。 「宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのもの」としては、カレンダー、手帳、手拭い等が該当する。
(第2号) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。		<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が利害関係者に該当する場合、一顧客として貸付けを受けることは許される。 利害関係者である金融機関から貸付けを受ける場合でも、無利子又は利率が著しく低く設定される場合には、財産上の利益を受けることとなり、禁止される。
(第3号) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。	(第3号) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「利害関係者の負担により」とは、費用負担は利害関係者であるが、実際には第三者が貸付けをすることをいう。 禁止行為の例外 職員が訪問の目的を達成する上でやむを得ず必要となるものに限定されており、例えば、裁判所との連絡のための電話やFAXを使用することが該当する。
(第4号) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。	(第4号) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「役務の提供」とは、広くサービスを提供することであり、例えば、ハイヤーを回してもらつて、移動の便宜を受けることなどが該当する。 「自動車の利用」は、山間地域の交通不便地に赴く場合等、当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限られる。

禁止行為 (倫理規程 3 条 1 項)	禁止行為の例外 (倫理規程 3 条 2 項)	留 意 点
(第 5 号) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。		
(第 6 号) 利害関係者から供応接待を受けること。	(第 5 号) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。 (第 6 号) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。 (第 7 号) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 「供応」とは、酒食をもってもてなすこと、「接待」とは、酒食以外の方法により他人をもてなすことをいう。 湯茶、茶菓の提供は接待に該当する。 弁護士会等との協議会において、職員が担当している事件の代理人が含まれていたとしても、一緒に飲食することができる。ただし、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官等に届け出なければならない。
(第 7 号) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること		<ul style="list-style-type: none"> 「遊技」とは、麻雀、パチンコ等、風俗営業法 2 条 1 項 7 号及び 8 号に規定する「遊技」をいう。
(第 8 号) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。		
(第 9 号) 利害関係者をして、第三者に對し前各号に掲げる行為をさせること。		

10 旅行

○国内旅行

裁判官は、あらかじめ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出でなければ、国内旅行をするときに、旅行届を提出する必要はない。

○外国旅行

裁判官が、外国へ私事旅行をする場合には、あらかじめ、所属庁の長の承認を受けなければならぬ。

なお、裁判官の海外旅行は、特別の事由のない限り、次に掲げる各要件を満たす必要がある。

- 1 日曜日、土曜日、休日、年次休暇又は特別休暇を使用すること
- 2 事務に支障のないものであること
- 3 本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域へのものであること

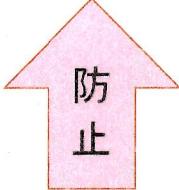
11 その他

情報セキュリティ

裁判官が取り扱う裁判情報は、個人情報の集合体であるばかりでなく、裁判官の判断内容は、それ自体が極めて機密性の高い情報であるため、万が一、これら情報が流出した場合には、裁判所に対する国民の信頼が損なわれ、裁判所全体に大きなダメージをもたらすことになる。

自らがそのような情報を取り扱う立場にいることを十分認識し、万が一にも情報流出を生じさせることのないよう、裁判所の情報セキュリティポリシーを遵守するなど決められたルール等に十分配慮しつつ、細心の注意をもって情報を取り扱うことが重要である。

裁判情報の流出 = 国民の信頼喪失



防
止

情報セキュリティポリシーの遵守

旧姓使用

裁判官は、本人からの申出があれば、旧姓使用により事務処理上の支障が生じる一定の文書を除き、裁判関係文書及び司法行政文書について旧姓使用が認められる（平成29年7月3日付け事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」〔令和元年6月7日一部改正〕）。

なお、身分証明書についても、今後、旧姓使用が認められる方向で検討が進められている。

（旧姓使用が認められない文書等）

- 人事記録及び裁判官の履歴書
- 税務及び個人番号に関する文書
- 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- 宿舎貸与申請に関する文書
- 共済組合に関する文書
- 児童手当に関する文書
- 財形貯蓄に関する文書
- 確定拠出年金に関する文書
- 災害補償に関する文書
- 栄典に関する文書
- 給与の支給に関する文書（退職手当の支給を含む。）
- 裁判官の任免、指名、補職、報酬及び外部機関への派遣に関する文書
- 裁判所に設置する委員会の委員の発令に関する文書（裁判官に対するものに限る。）
- 簡易裁判所判事の選考に関する文書
- 旧姓使用により外部機関等との関係で生じる円滑な事務の遂行に対する支障その他の事務処理上の支障が生じる文書